



最 終 報 告 書

平成 27 年 10 月 29 日

オリンパス株式会社 S 調査委員会 御中

シャーマンアンドスターリング外国法事務弁護士事務所

弁護士 池 田 祐 久

西 村 あ さ ひ 法 律 事 務 所

弁護士 木 目 田 裕

弁護士 渋 谷 卓 司

貴委員会のご依頼により、中国・深センの Olympus (Shenzhen) Industrial Ltd. (以下「OSZ」という。)における贈賄行為(その共謀を含む。)の有無及び内部統制上の問題点の有無等に関する調査を行いましたので、その結果を下記のとおりご報告申し上げます。

なお、本報告書は事実関係の分析に主眼を置いているため、両事務所の法的意見を表明したものではなく、本報告書における見解が、米国司法省、日本の検察庁をはじめとする司法当局や裁判所等の見解や取扱いを必ずしも終局的に保証するものではないことにもご留意下さい。

第1	調査に至った経緯	4
第2	調査の経過等	5
1.	ドキュメントレビュー及びヒアリングの実施状況	5
(1)	ドキュメントレビュー及びヒアリングの範囲の設定	5
(2)	ドキュメントレビュー及びヒアリングの対象者等一覧	6
(3)	ドキュメントレビューの実施状況	9
2.	安平泰に対する調査要請	10
第3	S調査委員会の開催状況	11
第4	調査の結果判明した事実	12
1.	深セン通関問題の概要	12
2.	主な事実関係	13
第5	OSZから安平泰への支払状況等の分析	27
1.	安平泰への支払開始時期等	27
2.	安平泰に食堂業務等を委託するに至った経緯と消防問題との関係等	27
3.	消防問題に関して安平泰に支払がなされた事実の有無	28
4.	OSZ従業員寮の家賃相当額の支払	28
5.	その他不正な資金流出の有無について	29
第6	評価	30
1.	贈賄その他の違法行為の有無	30
(1)	深セン通関問題	30
(2)	消防問題	33
2.	内部統制上の問題点の有無	34
(1)	総論	34
(2)	深セン通関問題について	35
(3)	寮の売却問題について	43
(4)	贈答品の供与及び会食について	46
(5)	小金庫について	47
第7	関係者の責任	49

1.	安平泰の起用及び安平泰への報酬の支払に関する責任	49
(1)	OT 役員の責任	49
(2)	OIMC 関係者 (小川氏) の責任	51
(3)	小松氏、原氏、阿部氏、温氏、下氏及び木下氏の責任	51
(4)	渡邊氏の責任	52
2.	寮の売却及び小金庫についての責任	53
(1)	木下氏の責任	53
(2)	阿部氏の責任	53
(3)	原氏及び小松氏の責任	55
(4)	温氏の責任	56
(5)	渡邊氏及び阿部信宏氏の責任	56
(6)	関与役員の責任	57
第 8	結論	57

第1 調査に至った経緯

オリンパス株式会社(以下場面に応じて、「貴社」、「オリンパス」ないし「OT」と呼ぶことがある。)の常勤監査役である清水昌氏(以下「清水監査役」という。)は、複数の従業員からの報告・相談を通じて、「中国の深セン税関当局との交渉のために、現地のコンサルタントを起用したが、当該起用をめぐって、米国 FCPA 及び日本の不正競争防止法違反の懸念がある」といったリスク情報を認識するに至った。清水監査役は、独自に調査を進める中で、本件は公正・中立な体制のもとで、本格的な調査が必要であると考えに至り、2015年(平成27年)2月4日に、関係者に対して、会社法381条2項に基づく監査役の調査権限を行使し、社内調査を開始する旨通知した。当該通知を受けて、取締役及び監査役が調査の進め方について協議した後、取締役会は、公正・中立な調査が必要として、同月12日付書面決議により、コンプライアンス委員の社外取締役である西川元啓氏、藤井清孝氏及び鶴瀨恵子氏並びに社外弁護士である浜辺陽一郎氏に対して本件調査を委嘱した。同氏は、同日、下記S調査委員会を設立した¹。

委員長： 西川 元啓氏(貴社社外取締役)
委員： 藤井 清孝氏(貴社社外取締役)²
委員： 鶴瀨 恵子氏(貴社社外取締役)
委員： 浜辺 陽一郎氏(早稲田大学リーガル・クリニック 弁護士)
顧問： 池田 祐久氏(ニューヨーク州弁護士)
事務局： 田中 政司氏(貴社コンプライアンス本部)
事務局： 幸淵 元彦氏(貴社コンプライアンス管理部)
事務局補佐： 藤倉 康一氏(貴社リスク管理部)

その上で、S調査委員会の調査補助者として、シャーマンアンドスターリング外国法事務弁護士事務所(以下「S&S」という。)及び西村あさひ法律事務所の弁護士らが、①贈賄行為(とその共謀)を含むOSZにおける贈賄に関連する違法行為の有無及びその法的評価、並びに、②内部統制上の問題点の有無等について、調査を実施することとされた。

¹ オリンパスアメリカ法務部長の Donna Miller 氏も S 調査委員会に参加した。

² 藤井清孝氏は、社外取締役の職を退く際に、S調査委員会の委員からも退任したため、2015年(平成27年)7月23日開催のS調査委員会以降は出席していない。

第2 調査の経過等

1. ドキュメントレビュー及びヒアリングの実施状況

(1) ドキュメントレビュー及びヒアリングの範囲の設定

ドキュメントレビューの対象者については、まず、清水監査役において収集した関連書類の内容等から、本件への関与可能性が高い人物を一次対象者として抽出した上で、一次対象者の前任者及び後任者、並びに一次対象者のレポートライン上の人物についても、本件に関与していた可能性が典型的に高いと考えられることから、ドキュメントレビューの対象者として抽出した。

各対象者に係るドキュメントレビューの対象期間については以下の考えに基づいて決定した。本件調査は、OSZ が、2013 年(平成 25 年)頃から、深セン税関当局との交渉に当たって現地コンサルタントを起用した際に、贈賄が行われたのではないかという懸念に基づいて実施されたものであり、また調査を開始する時点で、同コンサルタントが、2010 年(平成 22 年)頃から、OSZ が消防当局と交渉するに当たり助言を行っていた可能性も指摘されていた。そこで、上記で抽出した対象者のうち、OSZ 内の事情について情報を有する可能性がある Olympus Corporation of Asia Pacific Limited(以下「OCAP」という。)関係者の一部及び OSZ 関係者については原則 2010 年(平成 22 年)4 月以降のデータ、それ以外の関係者については 2013 年(平成 25 年)4 月以降のデータ(なお、期間中に異動した人物については、関連する役職に就任していた期間のデータ)について、レビューの対象とすることにした。

また、調査の過程で、関与が薄いと判断された OSZ の現地スタッフ 2 名を除き、ドキュメントレビューの対象とした人物に対しては、少なくとも 1 度はヒアリングを実施した。加えて、当初のドキュメントレビュー対象者以外に、ドキュメントレビューやヒアリングの結果、本件に関与した可能性が高いと思われた人物及び本件から派生した内部統制上の問題に関連すると考えられた人物については、随時、追加でヒアリングを実施した。本件調査のヒアリングに要した時間は、合計で約 105 時間であった。

なお、米国司法省は、①範囲、深度共に適切な書類保全の早期実施、②対象者からのデータ収集、③特定のキーワードを用いたデータの絞り込み作業等を行った上でのデータのレビュー、④一定のドキュメントレビューを踏まえた上での対象者のヒアリングといった調査ステップを期待しているところ、ドキュメントレビューの対象者、特定のキーワードを用いた絞り込み等を含めたドキュメントレビューの手法、一定のドキュメントレビューを踏まえた上でのヒアリングの範囲の設定及びその内容等を含めた調査の手法とプロセスについても米国司法省への報告の対象となることから、当該前提を踏まえて調査の手法とプロセスを策定し、実施したものである。

(2) ドキュメントレビュー及びヒアリングの対象者等一覧

上記(1)の基準に従って選定したドキュメントレビュー及びヒアリング対象者の一覧は、下記のとおりである。

対象者 (敬称略)	主な役職名	データ収 集対象期 間	ヒアリング実 施日
OT 関係者			
木本泰行	・ OT 取締役会長 (2012/4～2015/6)	2013/4/1 ～	①2015/6/7 ②2015/6/9
笹宏行	・ OT 代表取締役社長執行役員 (2012/4～)	2013/4/1 ～	2015/9/2
竹内康雄	・ OT 取締役専務執行役員 (2012/4～)	2013/4/1 ～	2015/9/2
藤塚英明	・ OT 取締役専務執行役員 (2012/4～ 2015/3)	2013/4/1 ～	2015/6/7
小暮俊雄	・ OT コーポレートサービス本部長 (2013/7～2013/9)	/	2015/9/30
平田貴一	・ OT コーポレートサービス本部長 (2013/10～2014/3)	2013/4/1 ～	2015/10/1
古閑信之	・ OT コーポレートサービス本部長 (2014/4～)	2014/4/1 ～	2015/9/30
北村正仁	・ OT チーフ・コンプライアンスオフィサー (2012/4～) ・ OT コーポレートガバナンス統括室長 (2012/4～2015/3) ・ OT CSR コンプライアンス統括室長 (2015/4～)	2012/4/1 ～	2015/3/9
清水昌	・ OT 常勤監査役 (2012/4～)	/	2015/8/5
名取勝也	・ OT 社外監査役 (2012/4～)	/	2015/7/31
岡野智博	・ OT 総務部総務グループリーダー (2013/4～2015/9)	/	2015/8/11
OIMC 関係者			
小川治男	・ OIMC 代表取締役社長 (2012/4～2015/3)	2013/4/1	2015/8/31

		~	
久保村正利	・ OIMC 事業企画部経営管理担当部長 (2012/4~2014/12)		2015/8/21
半田正道	・ OIMC 取締役 (2004/10~2015/3) ・ OT 執行役員 (2012/4~) ・ OCN 董事 (2013/10~2015/3)		2015/9/14
杉本繁実	・ OIMC 構造改革推進室長 (2013/3~ 2015/3)		2015/9/18
嶋田太郎	・ OIMC 事業企画部業務管理グループリー ダー (2012/4~2013/2) ・ OIMC 構造改革推進室業務管理グルー プリーダー (2013/3~2015/3)		2015/9/18
OCAP 関係者			
渡邊和弘	・ OCAP 董事長 (2012/4~2014/6) ・ OSZ 董事 (2012/4~2014/6)	2012/1/1 ~	2015/6/2
河原東	・ OCN 総経理 (2006/7~2013/8) ・ OCAP 総経理 (2012/4~2013/8) ・ OCN 顧問 (2013/9~2014/12)	2010/4/1 ~	2015/8/21
織田秀一	・ OCAP コーポレートガバナンス部長 (2011/4~) ・ OCN 法務部 (2012/3~) ・ OT 法務部長付 (2013/6~)	2013/10/1 ~	①2015/2/23 ②2015/8/31
白岩雅之	・ OCAP 財務統括部長 (2011/4~2014/10) ・ OT プロセス統括部部長付 (2014/11~ 2015/5)	2010/4/1 ~	2015/5/20
青柳隆之	・ OCN 財務統括部長 (2011/1~2014/4) ・ OCAP グループ経理統括部長 (2011/7~ 2011/8)	2011/1/1 ~	①2015/5/13 ②2015/7/30
大西伸幸	・ OT 経理部長 (2009/7~2013/6) ・ OCN 総務部長 (2013/7~)	2013/7/1 ~	2015/7/6
高木昇	・ OCAP 豪亜地域コンプライアンスオフィ サー (2014/12~)		①2015/9/7 ②2015/9/9
OSZ 関係者			
原文由	・ OSZ 総経理 (2011/4~2014/12)	2010/4/1 ~	①2015/4/20 ②2015/8/27
小松亨	・ OIMC 製造購買本部長 (2009/7~ 2014/12) ・ OSZ 董事長 (2013/10~2015/3) ・ OSZ 総経理 (2015/1~)	2010/4/1 ~	①2015/2/23 ②2015/9/4

阿部和也	・ OSZ 製造管理本部長 (2010/4~2013/4) ・ OT 総務部長 (2013/7~2015/9) ・ OT 人事副部長 (2015/10~)	2010/4/1 ~	①2015/2/20 ②2015/5/29 ③2015/9/8 ④2015/9/28
岩垂明	・ OSZ 製造管理本部長 (2013/4~2015/1) ・ OIMC 事業企画部 SCM 担当部長 (2015/2~2015/3)	2013/1/1 ~	2015/9/18
木下雄一	・ OSZ 人事総務部長 (2013/4~)	2013/4/1 ~	①2015/2/24 ②2015/9/4
高垣和幸	・ OSZ 製造管理本部事業管理部部長付 (財務担当) (2014/1~2014/9) ・ OSZ 製造管理本部事業管理部長 (2014/10~)	2014/1/1 ~	2015/9/4
温志斌 (Wen Zhibin)	・ OSZ 製造管理本部人事総務部長 (2012/5~2013/4) ・ OSZ 製造管理副本部長 (2013/5~)	2010/4/1 ~	①2015/6/12 ②2015/8/18
聶鴻林 (Nie Honglin)	・ OSZ 事業管理部 副部長 (通関担当) (2006/8~)	2010/4/1 ~	①2015/6/12 ②2015/8/19
丁向 (Tei Ko)	・ OSZ 調達本部新事業担当部長付 (2012/4~2014/2) ・ OSZ 製造事業本部調達副部長 (資材担当) (2014/3~)	2010/4/1 ~	①2015/6/12 ②2015/8/19
褚杰英 (Chu Jieying)	・ OSZ 財務グループリーダー (2012/4~)		2015/6/12
商洪燕 (Shang Hongyan)	・ OSZ 通関グループリーダー (2003/10~)		2015/8/18
張英忠 (Yingzhong Zhang)	・ OSZ 人事総務部総務グループ設備安全チームリーダー (2008/8~)	2010/4/1 ~	
陳佑兵 (Youbing Chen)	・ OSZ 製造管理部総務グループリーダー (2012/10~)	2010/4/1 ~	

なお、上記のうち、小暮俊雄氏、清水昌氏、名取勝也氏、岡野智博氏、褚杰英氏、商洪燕氏、高木昇氏、久保村正利氏、半田正道氏、杉本繁実氏及び嶋田太郎氏の 11 名については、ヒアリングは実施しているところ、データの回収は行っていない。

その理由については、以下のとおりである。まず、清水昌氏、名取勝也氏、岡野智博氏及び高木昇氏の 4 名の対象者については、もっぱら内部統制上の問題点の有無に係る調査との関係でヒアリングを実施したものであり、違法行為の有無に係る客観的な証拠の収集を目的とするドキュメントレビューは必要ないと判断したものである。次に、小暮俊雄氏、褚杰英氏、商洪燕氏、久保村正利氏、半田正道氏、杉本繁実氏及び嶋田太郎氏の 7 名

の対象者については、調査を進める過程で、違法行為の有無に係る調査との関係で、ヒアリングの必要性が認識された対象者であるところ、ヒアリングの必要性が認識された段階においては、既に他の対象者の関連データの回収を実施していたことから、当該データの中から、上記 7 名の対象者に関するドキュメントを検索・抽出した上で、抽出されたドキュメントの内容を精査するという簡易なレビュー方法に拠ることとしたものである³。

(3) ドキュメントレビューの実施状況

本件ドキュメントレビューの際には、日本及び中国に拠点を有し、同国におけるドキュメントレビューの実績も有するエピックシステムズを起用し、日本及び中国におけるデータの回収作業並びに回収したデータの絞り込み作業等を依頼するとともに、同社の提供するレビューツールを利用して、レビュー作業を実施することとした。

なお、中国の保守国家秘密法により、同法に規定する「国家秘密」に該当するデータを、中国国内から国外に持ち出すことが禁止されているため、中国で回収されたドキュメントについては、まずは中国国内でレビューを実施し、レビューの結果本件に関連するものと判断したものについては「国家秘密」に該当しないことを確認した上で、中国国外にデータで送付することとした。

	日本で回収された ドキュメント	中国で回収された ドキュメント	合計
総ドキュメント数	2,072,716	2,903,505	4,976,221
キーワード検索による絞り込みを経て、目視によるレビューを実施したドキュメント数	50,872	84,373	135,245
レビューに要した期間	2015/3/23～2015/8/7	2015/5/11～2015/8/7	

³ 上記レビュー方法によることとしたのは、7 名の対象者が、本件において重要な役割を担っているとすれば、データ回収の対象となった重要な関係者らとの間でも、メール等でやり取りをしている蓋然性が高く、かかる簡易なドキュメントレビュー方法であっても、上記 7 名に関連する重要なドキュメントを見落とす可能性は極めて低いと考えられたからである。

2. 安平泰に対する調査要請

本件調査においては、事実関係を解明するために、コンサルタント契約の相手方となっている深圳市安平泰投資发展有限公司(以下「安平泰」という。)⁴から、関連資料の提供、関係者に対するヒアリング等の調査協力に応じてもらうべく、下記のとおり、安平泰に対する協力を依頼し説得を試みてきたが、その協力を得ることはできなかった。まず、2015年(平成27年)5月、貴社から安平泰及び安平泰の代理人に対して、本件調査への協力を要請する書面を送付したところ、代理人宛の書面は到達した一方、安平泰宛の書面は企業信用情報に記載されている住所に送付したものの「宛先不明」を理由に返戻された⁵。また、同年8月に設けられたS&Sと安平泰の代理人との間の面談においても、S&Sから安平泰に対して、調査への協力を要請したが、「社員寮の売却に向けて交渉することがOTによって確約されない限り、調査協力要請に応じることはできない」とする安平泰の主張と、「調査が完了するまでは、社員寮の売却手続は進められず、売却に向けて交渉することを確約することもできない」とする貴社グループの主張は平行線を辿り、現在に至るまで、安平泰から調査への協力は得られていない。

なお、安平泰の代理人は、上記協議の場において、「安平泰は合法的な手法のみを用いて、コンサルタント契約の目的を達成した。安平泰の業務内容は、深セン税関当局が、適切な範囲内かつOSZに有利な方向で裁量を行使するよう、OSZに対して、OSZの立場及び考え方をより説得的に説明できるよう助言するというものであった」等と主張しており、上記やり取りを通じた限りにおいて、事実関係に係る安平泰の説明内容は把握されるに至っている。

⁴ 各種委託契約上は、受託者はいずれも安平泰とされている。他方で、OSZの従業員をはじめ、本件の関係者らの中には、本件コンサルタント契約の相手先につき、安遠控股集团有限公司(以下「安遠」という。)と呼称している者、どちらが取引の主体であったかを明確に認識しておらず、両社の名称を明確に使い分けていない者、従前の委託契約の受託先は安遠であるが本件コンサルタント契約先は安遠の関係会社である安平泰であったと認識している者もいた。そのため、関連メールの記載や関係者の供述においても、安遠として言及されている企業体が実際には安平泰を指している場合や、その逆の場合が存在する。本報告書においては、基本的に、各種委託契約に関して言及する際には、当該契約の当事者名として契約書に記載されている安平泰を用いることとし、メールの記載内容を引用する場合にはそこで用いられている名称をそのまま用いることとする。

⁵ 安平泰の所在地として登記されている住所宛てに送付を試みたものの、クーリエはその所在地を確認することができなかった。

第3 § 調査委員会の開催状況

§ 調査委員会の開催状況は下記のとおりである。

第1回	:	2015年(平成27年)2月12日(木)	13時00分～14時30分
第2回	:	同年2月17日(火)	18時00分～19時30分
第3回	:	同年3月3日(火)	8時30分～10時00分
第4回	:	同年3月19日(木)	8時30分～10時30分
第5回	:	同年4月15日(水)	19時00分～21時00分
第6回	:	同年5月20日(水)	19時30分～21時00分
第7回	:	同年6月24日(水)	19時30分～22時00分
第8回	:	同年7月23日(木)	8時00分～10時30分
第9回	:	同年9月8日(火)	19時00分～22時00分
第10回	:	同年9月16日(水)	13時00分～16時00分
第11回	:	同年10月22日(木)	13時00分～16時20分
第12回	:	同年10月22日(木)	16時30分～17時00分

第4 調査の結果判明した事実

1. 深セン通関問題の概要

2006年(平成18年)5月にOSZに対して実施された北京総署監査の過程で、通関帳簿上にマイナス理論在庫があること(物品の出入りに関する通関申告上の数量を差し引き計算すると、通関帳簿上、在庫数がマイナスとなること)が判明した。当時、北京総署監査においては、マイナス理論在庫問題を棚上げする形で、その他の問題に関する処分がなされ、マイナス理論在庫問題は、深センの税関当局とOSZとの間で将来的に解決されるべき事項とされた。その後しばらくは事態が進展することはなく、2009年(平成21年)12月頃になってようやくOSZと深セン税関当局との間で協議が開始され、マイナス理論在庫の額は6.94億USDであると算定されたものの、再び事態は膠着した。OSZは、2014年(平成26年)9月末に予定されている電子帳簿への切替を控え、当該切替時までにマイナス理論在庫問題が解決しない場合には、罰金処罰・取引信用ランクの格下げを受けるおそれがあるとの危機感を強めていたところ、OSZは、2011年(平成23年)7月頃、南山区の消防検査実施の際に、消防関連設備の設置状況等につき消防局から厳しく指摘された問題(以下「消防問題」という)に関し、その対応を相談する等したことを契機に、それまで食堂運營業務及び警備業務等を委託してきた安平泰との間で、コンサルタント契約を締結した。OSZは、その助言に添って深セン税関当局と交渉したところマイナス理論在庫問題が解消したとして、最終的には、OSZの2013年(平成25年)11月時点での試算では、最低でも6000万RMBと見込まれていた罰金等が全く科されないこととなった。この結果を受け、コンサルタント契約に基づく報酬としてOSZから安平泰に対して2400万RMBが支払われた⁶。

⁶ 2013年(平成25年)11月14日付「通関問題(マイナス理論在庫)に対する処理手続きについて」等

2. 主な事実関係

===== 2006年 =====

■ 2006年5月

- ・ 北京総署が OSZ に対して監査。同監査では実在庫不足 (プラス理論在庫の存在) が問題視された
- ・ 同時に、北京総署より、「計算上、消耗された在庫が、仕入れた在庫よりも多い (マイナス理論在庫の存在)」との指摘を受け、深セン税関当局と OSZ との間で解決するよう指示される [2013/11/14 付「通関問題 (マイナス理論在庫) に対する処理手続きについて」]

===== 2009年 =====

■ 2009年12月

- ・ プラス理論在庫問題は罰金を払って解決 [2009/12/21 付「OSZ 北京税関総署による監査に関する報告書」]
- ・ 深セン税関当局と OSZ との間で深セン通関問題 (マイナス理論在庫問題) に関する調整開始
→ ただし、その後 2013 年 (平成 25 年) 5 月頃まで進捗なし [2013/11/14 付「通関問題 (マイナス理論在庫) に対する処理手続きについて」]

===== 2010年 =====

■ 2010年12月

- ・ 温志斌氏 (以下「温氏」という。) 及び聶鴻林氏 (以下「聶氏」という。) より、阿部和也氏 (以下「阿部氏」という。) らに対し、マイナス理論在庫の消し込み作業⁷との関係で深セン税関当局との会食及び同当局へのカメラ贈答の提案 [2010/12/29 16:10 メール]

⁷ マイナス理論在庫とは、「物品の出入りに関する通関申告上の数量を差し引き計算すると、通関帳簿上、在庫数がマイナスとなること」を指すところ、マイナス理論在庫の消し込み作業とは、「帳簿上の在庫数と実在庫数を突合し、両者のズレが生じた原因を特定した上で、当該ズレを解消し、帳簿上の記載を実態に合致させていく作業のこと」を指す。マイナス理論在庫問題が生じた原因は、単純な帳簿の記載ミスにとどまらず複数存在したため、特定できた原因に則して、順次消し込み作業を実施し、複数回の消し込み作業を繰り返すことで、マイナス理論在庫を解消することを計画していた。

===== 2011年 =====

- 2011年1月
 - ・ 聶氏が阿部氏及び温氏らに対し、理論在庫のマイナス数をゼロにしてもらうことを狙いとした税関担当者との会食及びカメラ贈答費用の決裁を依頼⁸ [2011/1/7 11:33 メール]
- 2011年4月
 - ・ 税関の理論在庫消し込み担当者が変更となり、理論在庫マイナス分の課税を強調 [2011/4/21 17:03 メール]
- 2011年7月
 - ・ 南山区消防検査実施に伴い、消防局(公安)からOSZに対し、登録・許可申請、施設の不備等の指摘
 - ・ 安遠よりOSZに対して、消防問題の解決を安遠に依頼する意思があるかどうか確認がなされる [2011/7/21 14:27 メール]
 - 温氏から阿部氏及び丁向氏(以下「丁氏」という。)に送付された2011/9/15 12:06のメールには、消防案件につき①消防の賈課長が現在OSZが安遠を使う方向に進んでいると理解していること、②現在の城市建築の進展状況等に関する記載あり
 - 阿部氏から原文由氏(以下「原氏」という。)に送付された2011/9/27 17:24のメールには、①安遠からOSZに対して、円満に解決ができるとの売り込みと、見返りとしての食堂委託契約の要求があった、②安遠ルートと、OSZの現地スタッフ丁氏のルートを並行して利用しながら解決を図っていたとの記載あり。原氏は、安遠の起用は公安の紹介がきっかけと供述し、また阿部氏は、安遠の出自は公安であり、具体的に紹介してきた部署は、公衆衛生・労働安全衛生を所管する部局であったと供述 [阿部氏ヒアリング④]
 - ・ → 2012/1/5 15:26に阿部氏が、原氏に送付したメールにおいては、消防局との交渉を担当した業者として、「深圳市城市建築裝飾工程有限公司」の名前が挙げられる
 - 2012/5/28付OSZ映像事業週報には、「シンセン城市建築業者と消防解決工事案を決め、5月26日からレンズ棟の消防徹底解決工事を着工開始」との記載あり⁹

⁸ なお、当該決裁が承認された証拠は発見されておらず、当該支払があったことを裏付ける証憑資料はない。

⁹ 「深圳市城市建築裝飾工程有限公司」に対しては、2011年(平成23年)10月から現在にかけての支払実績に係る資料が存在する。他方、丁氏は、ヒアリングにおいて、消防問題の解決を依頼した業者として「丰兴(Fengxing)」の名前を挙げているものの、「丰兴(Fengxing)」への支払があったことを裏付ける証憑資料はない。

→ その後、申請、許認可等の取得完了、処罰等なく案件が決着 [2013/11/14 付
「安遠控股集团有限公司について」]

■ 2011年8月

- ・ 8月9日、丁氏から、その後安平泰に電子メールで連絡する際に送信先とされたのと同じ電子メールアドレス()に対して食堂の料理提供サービス契約のドラフトの修正版が送付される [2011/8/9 20:10 メール]
- ・ 8月11日、杜飛氏から原氏に対して、密輸検査課科長らに対するカメラ及び礼金2万RMBの贈答が提案される [2011/8/11 11:18 メール]

■ 2011年9月

- ・ 9月28日、聶氏が原氏及び阿部氏らに対し、通関問題解決を目的とする税関担当者へのカメラ贈答の決裁を依頼 [2011/9/28 15:44 メール]

■ 2011年10月

- ・ 10月8日、安平泰の設立登記が行われる
- ・ 10月11日、OSZが、安平泰との間で、食堂の料理提供サービス契約を締結(署名は阿部氏)。当該契約は、契約書が現存する限りにおいて、OSZと安平泰との間で最初に締結された契約である。もっとも、阿部氏は、食堂の料理提供サービス契約の締結以前に、OSZと安平泰との間で、既に清掃業務及び警備業務の委託契約が締結されていた旨供述し、当該契約書も存在する旨供述 [阿部氏ヒアリング④]。阿部氏の供述内容は、安平泰の法人登記日、現存する契約書の締結日付及びOSZから安平泰に対する支払状況等の客観的資料と齟齬する¹⁰

■ 2011年12月

- ・ 12月12日、消防の定例検査につき、OSZが安遠に相談。当該相談の結果について、温氏は阿部氏に対して、安遠が「今回の件について、至急『OSZの自己改善報告書』を出して、消防からの『整改通知書』を出さないように根回しをしてくれる」、「根回しについて、いくつ(※原文ママ)費用が発生しますが、安遠が出費してくれるそうです」と報告 [2011/12/12 10:17 メール]¹¹

===== 2012年 =====

■ 2012年1月

- ・ 1月6日、安平泰との間で、食堂の料理提供サービス契約の付随契約(食堂施設

¹⁰ なお、かかる阿部氏の供述を受けて、再度、OSZと安平泰間の契約書を精査したものの、食堂の料理提供サービス契約の締結以前に、OSZと安平泰との間で、既に清掃業務及び警備業務の委託契約が締結されていた事実は確認できなかった。

¹¹ 当該温氏からの報告メールに対する阿部氏の返信メールは発見されていない。また阿部氏は、当時、消防問題をどのように処理したかについては記憶がない旨述べており、本件メールに関する合理的な説明はなされていない。

改造のため)を締結

- ・ 1月13日、(少なくとも正規に処理された費用としては)安平泰に対する初めての支払が行われる。名目は、「食堂土木建築費等」で、支払額は38万RMB
- ・ 消防案件に関するOCAP財務決裁[2015/1/20付OCAP IAD作成「安平泰との関係におけるOSZ通関問題処理について」]
- ・ 1月16日、阿部氏及び丁氏の関与により、消防事務名目で、「小金庫」から6万RMBが出金、同じく丁氏の関与により、「会社」から仮払として、14万RMB¹²が出金される[2013/1/3 11:49のメール]

■ 2012年2月

- ・ 安平泰に対し、OSZ食堂業務の委託を開始[2013/11/14付「安遠控股集团有限公司について」、阿部氏ヒアリング①]

■ 2012年3月

- ・ 3月1日：安平泰との間の「食堂における料理提供サービス契約」上の役務提供の始期(契約締結日は前年2011年(平成23年)10月11日)

■ 2012年4月

- ・ 4月1日：安平泰との間の「工場清掃業務契約」上の役務提供の始期(契約締結日は、同年2月16日)
- ・ 4月26日：安平泰との間の「警備業務サービス契約」上の役務提供の始期(契約締結日は、同月1日)

■ 2012年5月

- ・ 5月8日、温氏が、OSZ・安平泰間の「マイナス理論在庫問題に係るコンサルタントに向けた意向書」と題する書面を起案[2012/5/8 15:41のメール](締結に至ったことを示す資料は不見当)

===== 2013年 =====

■ 2013年5月頃

- ・ 2014年(平成26年)9月までにはマイナス理論在庫を解消する必要があったところ、深セン税関当局との交渉に進捗がなかったことから、膠着状態からの脱却を図るため、遅くともこの頃までにはOSZが安遠に相談、解決に向けた取組みを推進するよう後押しを依頼[2013/11/14付「通関問題(マイナス理論在庫)に対する処理手続きについて」]
- ・ 5~6月、原氏が、阿部氏から、安平泰がOSZの社員寮を購入したいとの意思表示

¹² 丁氏は、14万RMBについて、「丰兴(Fengxing)」へのコンサルタント料として支払った旨述べるが、当該支払があったことを裏付ける証憑資料はなく、阿部氏も上記コンサルタント料支払の事実を否定し使途先につき記憶がないと述べるに止まっている。

示をした旨の報告を受ける[原氏ヒアリング①]。なお阿部氏は、OSZ から帰任した5月頃、「安平泰が、廃棄物の量が減り、OSZ との廃棄物処理契約¹³での利幅が小さくなっていることから、寮を売って欲しがっている」という話を聞いたことがある[阿部氏ヒアリング③、④]

■ 2013年6月

- ・ 聶氏が原氏、岩垂明氏(以下「岩垂氏」という。)及び木下雄一氏(以下「木下氏」という。)らに対し、税関担当者を「招待」する費用の決裁を依頼[2013/6/28 09:13 メール]

■ 2013年7月

- ・ 深セン通関問題に関し、深セン税関当局が解決に向けた動きを開始[2013/11/14 付「通関問題(マイナス理論在庫)に対する処理手続きについて」]
- ・ 木下氏が阿部氏に対して、「①通関問題 ここに来て、動きがありました。ようやく、先方(安遠)より、最終段階に向けた確認と要請がありました。」と記載があるメールを送信[2013/7/17 18:17 メール]。遅くとも2013年7月頃から、OSZ は、マイナス理論在庫問題の解決に向けた助言を安遠(安平泰)から得ていた。
- ・ なお、木本泰行会長(以下「木本会長」という。)は、7月17日、阿部氏が木本会長に対して、深セン通関問題に関してコンサルタントの起用を検討していることを報告¹⁴するとともに、コンサルタント契約と寮の売却を同時に行い、寮の代金をコンサルタント報酬に充てるスキームを検討していることも報告し、これに対し、木本会長は、贈賄リスクへの留意を指示するとともに、相殺スキームについては反対の意見を表明したと供述している[木本会長ヒアリング①、②]。一方で、阿部氏は、7月の時点で、木本会長にマイナス理論在庫に関する報告はしておらず、木本会長への最初の報告は、2013年11月であった旨供述している[阿部氏ヒアリング④]
- ・ 7月22日、原氏、木下氏らが、OSZ 内で、深セン税関当局への想定支払額と、コンサルタント費用等について試算する会議を開催し、木下氏が、試算の結果を「マイナス理論在庫問題 2013.7.22 時点状況報告」にまとめる[木下氏ヒアリング②]。具体的な記載は、下記のとおり(抜粋)
 - ◆発生理由の①252項目を“0”にする(理由は本当に単純な作業ミス) 6100
 - ◆その他の発生理由での罰金金額を0.4%で算出してもらおう(理由：前回罰金支払実績レベルまで抑えたい) 3900

¹³ なお、OSZ と安平泰間の契約書を精査したものの、阿部氏の言う「廃棄物処理契約」に該当する契約が締結されていた事実は確認できておらず、廃棄物処理契約に基づくものと推測させるような安平泰に対する支払があったことを裏付ける証憑資料もない。

¹⁴ オリンパス社内における通常のレポートライン等に照らすと、阿部氏が、他の役員に対する2013年11月の報告より前に、木本会長に対してのみ、コンサルタントの起用の検討を報告していたとは考えにくく、木本会長の供述は2013年11月の報告と混同しているものである。

- ◆実際支払金額は、OT 本社に説明・理解を得られる最大金額を想定（過去から“1億円”とされていたがNG）1400
- 同協議内容については、同月 24 日、【極秘】として、温氏とも共有 [2013/7/24 10:54 メール]。同日、当該資料に対するコメントが温氏から木下氏に送付 [2013/7/24 17:00 メール]。17:00 に送付されたメールの添付資料には「◆その他、活動費用の補填 (2500 万 RMB 削減に対する還元を 15%とする)」との記載あり (他方、10:54 のメールには 2500 万が 2000 万と、15%が 20%と記載)。木下氏は当該記載は一見、安平泰が税関当局に手渡した金銭を、OSZ において補填することを予定しているような書きぶりとなっていることを認めつつも、実際にはそのような意味ではなく、安遠が 1400 万 RMB に罰金等を減額することに成功した場合に、減額分の一定額を、税関当局との交渉のために要した人件費等を含めたコンサルタント費用として支払うという意味合いにすぎないと供述 [木下氏ヒアリング②]
- 木下氏は、丁氏に対して、同協議内容を基に、安遠と交渉するよう指示 [木下氏ヒアリング②]
- ・ 7 月 30 日、丁氏と安遠が深セン通関問題のコンサルタント費用について具体的な金額の交渉を行い、寮の売却についても話し合う [2013/7/31 10:05 メール]。同メールには、
 - 「①罰金が無く通関政府に支払うのは 4000 くらいと算定していること (3900 を具体的には言っていない)」、「②政府に支払える金額は 1000~1400 が限界であること。(丁ちゃん判断で更にふっかけてます)」、「③安遠へのコンサルタント費用として 1000 準備すること (丁ちゃん判断で更にふっかけてます)」との記載あり
- 上記メールの読み方につき、木下氏及び丁氏は、
 - ①4000 万 RMB=OSZ の試算では、安平泰を起用した上で、単純な誤記によってマイナス理論在庫が生じたことを税関に理解してもらえたと仮定して納める罰金及び補税等の試算額、②1000 万 RMB~1400 万 RMB=会社としてできればここまで下げてほしいと考えている罰金及び補税等の金額、③1000 万 RMB=安平泰への報酬という意味であり、②の金額は、当局への賄賂として支払える金額という意味ではないと供述。
 - 他方、原氏は、②は賄賂として政府に支払う金額であり、丁氏が安遠を通じて政府に 1000 万 RMB から 1400 万 RMB の贈賄をすることを含めて安平泰と交渉を行ったように読むことができると供述。
- 木下氏及び丁氏の供述は、上記会議資料「マイナス理論在庫問題 2013. 7. 22 時点状況報告」の記載内容とも概ね符合。

■ 2013 年 8 月

- ・ 深セン税関当局より OSZ に対し、OSZ マイナス理論在庫の再確認等の要請 [2013/11/14 付「通関問題 (マイナス理論在庫) に対する処理手続きについて」]

- ・ 8月1日、温氏が、木下氏に対して、OSZ から安遠に、6.94 億 USD のマイナス理論在庫をゼロにすることを依頼する、7月31日付の依頼書(ドラフト)の中文訳を送付[2013/8/1 9:49 メール、2013/7/31 付「依頼書」]

■ 2013年10月

- ・ 10月1日：安平泰との間の「通関問題解決に向けたコンサルタント契約」上の役務提供の始期(契約締結日は、2013年(平成25年)12月31日/2014年(平成26年)4月25日)
- ・ 10月21日、温氏が安遠の陸総氏から通関問題についてのアドバイスを受けたことを丁氏及び木下氏に報告[2013/10/21 14:33 メール]

■ 2013年11月

- ・ 11月1日、安平泰との間で、工場廃水・生活廃水・汚泥のパッケージ及び運搬処理契約の締結。その頃、安平泰による役務提供開始
- ・ 11月13日、原氏が渡邊和弘氏(以下「渡邊氏」という。)に対し、深セン通関問題を解決するためにコンサルタントを起用したいと考えているので、本件を補助するために阿部氏に OSZ に出張してほしいこと、及び(阿部氏は予め本件について平田貴一氏(以下「平田氏」という。)に説明しているもの)渡邊氏から平田氏に阿部氏の中国出張を依頼して欲しいことを伝える[2013/11/13 13:31 メール]
- ・ 11月14日、安遠についての企業調査及び実績評価がなされ、取引経緯等が文書にまとめられる。①この時点で既に安遠と担当首長レベルでの交渉が始まっていること、②安遠が OSZ からの寮 2 棟の売却を求めていること、③消防問題の際に、公安から安遠をコンサルタントとして紹介されたことが記載されている[2013/11/14 付「安遠控股集团有限公司について」]。また、同日付で作成された「通関問題(マイナス理論在庫)に対する処理手続きについて」と題する説明資料には、想定される罰金等の支払額が少なくとも 6000 万 RMB となること、安平泰とは、「支払額を 3000 万 RMB に抑えることを目標に、3000 万 RMB からの減額分の 80%を安平泰の成功報酬とし、増額分の 20%を安平泰の負担額とする」内容で、契約を締結する方針である旨の記載がある。
- ・ 11月14日、安遠の企業調査書において、安遠は、消防問題以外にも、食堂の運営について OSZ から委託を受けている旨の報告[2013/11/14 付「安遠控股集团有限公司について」]
- ・ 11月15日、木下氏から阿部氏に対し、安遠へのコンサルタント委託と寮の売却を切り離して別資料としたことが報告される[2013/11/15 13:02 メール]
- ・ 原氏が沖村元衛氏(以下「沖村氏」という。)に送付(Cc:木下氏)した 2013/11/19 17:10 のメールには、11月15日、渡邊氏及び阿部氏が、藤塚英明(以下「藤塚氏」という。)及び竹内康雄氏(以下「竹内氏」という。)に対して、深セン通関問題の概要と当該解決に向けて安遠を起用する方針であること、コンサルタント契約と寮売却が「SET での話しであること」について説明したところ、両名は、安遠を使

うリスクヘッジについての検討、並びに木本会長及び笹宏行社長（以下「笹社長」という。）への説明が必要である旨述べたとの記載あり。阿部氏自身は、安平泰との間で、寮の使用権の売却交渉を並行して進めている旨は報告したものの、マイナス理論在庫問題の解決に向けたコンサルタント契約と寮の使用権売却が一体のものとして議論されていることまでは具体的に説明していなかった旨供述 [阿部氏ヒアリング④]

上記に加えて、同メールには、①11月18日、阿部氏が、木本会長及び笹社長に対して、上記と同様の説明を行ったところ、両名からは、特に何も指示はなかった旨、②同日オリンパスイメージング株式会社（以下「OIMC」という。）の小川治男氏（以下「小川氏」という。）に対しても、小松亨氏（以下「小松氏」という。）から同様の説明がされている旨の記載あり。阿部氏自身は、安平泰との間で、寮の使用権の売却交渉を並行して進めている旨は報告したものの、マイナス理論在庫問題の解決に向けたコンサルタント契約と寮の使用権売却が一体のものとして議論されていることまでは具体的に説明していなかった旨供述 [阿部氏ヒアリング④]

→ 原氏が渡邊氏に送付 (Cc:小松氏、木下氏、阿部氏、沖村氏) した 2013/11/20 14:23 のメールには、阿部氏が、藤塚氏及び竹内氏からの「宿題」¹⁵に対する検討結果を両名に11月20日までに説明し、両氏の了解を得た上で、同日に笹社長に対する報告を行い、笹社長の了承も得た旨の記載あり

→ 原氏が渡邊氏に送付 (Cc:阿部氏、木下氏、小松氏) した 2013/11/29 15:04 のメールには、木本会長及び笹社長への説明時に、OCAP 内の決裁で完了させてほしいとの要望があったこと、これに関して「OCAP 内では400万RMBが決裁上限なので、成功報酬の上限値(400万RMB)」を契約書に加えたこと、「3000万RMB以内で収まり成功報酬が400万RMBを超える場合は、寮の売却金額で相殺する」こと、及び本件の業務委託決裁は「コンサルタント費用として上限400万RMBで決裁を求める予定」である旨が記載

11月29日、渡邊氏は、原氏が送付した2013/11/29 15:04メールの受領者全員に対して、原氏が同メールに記載した進め方について了承した上で、「必要な方々への連絡はメールは避けて口頭ベース」で進めるよう指示 [2013/11/29 15:09メール]

■ 2013年12月

- 12月2日、阿部氏がOCAP関係者に対して深セン通関問題について東京にて説明 [2013/12/2 14:03メール]
- 12月2日、木下氏が、阿部氏に対して、コンサルタント契約の正式契約と併せ

¹⁵ 藤塚氏及び竹内氏から阿部氏に対しての「宿題」とは、「安遠をコンサルで使う必要性は理解できた」ものの、「中国の状況から役人の汚職に対して厳しく対応する中、安遠を使うリスクヘッジをどうするか」という、藤塚氏及び竹内氏による指摘のことを指す [2013/11/19 17:10メール]

- て、裏では覚書も作成する旨報告 [2013/12/2 19:13 メール]
- 12月3日、阿部氏がOCAP関係者へ業務委託契約書(ドラフト)を送付 [2013/12/3 15:15 メール]。同契約書(ドラフト)には「最終的な金額が、3000万円より低くなった場合、低下分の80%を乙(注:安平泰)に支払う。ただし、上限を400万円とする。また、最終的な金額が3000万円より高くなった場合は、高くなった分の20%を、乙(注:安平泰)から甲方(注:貴社)へ支払う」との報酬体系が記載
 - 12月3日及び5日、原氏及び木下氏がOCAP関係者に対して深セン通関問題について説明 [2013/12/2 13:40 メール、2013/12/2 13:49 メール]
 - 12月5日、木下氏からOCAP関係者に対して、契約書内容の確認要請。寮の売却とコンサルタント契約は切り離れた旨も説明される [2013/12/5 16:37 メール]
 - 12月6日、OCAP関係者が、贈賄リスクや付け替えスキームに関する法令違反リスクを指摘 [2013/12/6 04:21 メール]
 - 12月6日、阿部氏及び木下氏からOCAP関係者に対し、メールで、コンサルタント契約における上限金額の記載を削除するとともに、上限金額を超えた場合の相殺処理条項についても取りやめた旨の報告がなされる [2013/12/6 08:50 メール、2013/12/6 19:53 メール]
 - 12月10日、コンサルタント契約と寮の売買契約を紐付ける内容の覚書事項案が、阿部氏から平田氏に送付。同覚書事項案には、「400万円を超えた部分は、甲方(注:貴社)からの乙(注:安平泰)に寮の売買契約に記載する転売金額にて相殺処理する」との記載あり。この点についてはメール本文にて、「その後、成功報酬の支払い方法が変更」との説明あり [2013/12/10 10:03 メール]。もっとも、平田氏自身は、送付された同メールや覚書の内容は見落としており、寮の問題を初めて認識したのは2015年以降との認識である旨供述 [平田氏ヒアリング]
 - 12月19日、OSZ 董事会にて、業務委託契約締結の決議
 - 12月20日、OSZ 内で業務委託契約に関する財務決裁→承認 [高垣和幸氏 (以下「高垣氏」という。)から上原卓氏 (Cc: 青柳隆之氏 (以下「青柳氏」という。)、新本政秀氏) 宛ての 2015/1/20 18:53 メール]
 - 12月31日付で、小松氏の署名のある、深セン通関問題解決に向けたコンサルタント契約書が存在 (OSZ はOCAP 決裁未了なるも署名)。同契約書における成功報酬体系は、「本件に関連して実際に支払われた全ての罰金等の総額が30百万人民元を下回る場合、甲は乙に対し、コンサルティング料として、30百万人民元と実際に支払われた全ての罰金等の総額の差額の80%に相当する額を支払うものとする。本件に関連して実際に支払われた全ての罰金等の総額が30百万人民元を上回る場合、乙は、30百万人民元と実際に支払われた全ての罰金等の総額の差額の20%を支払う義務を負うものとする。」となっており、上限額についての定めはない

=====
2014年
=====

■ 2014年1月

- ・ 1月3日、OCAP内の一部の関係者間で、安遠の贈賄疑惑に関する記事を共有 [2014/1/3 14:48 メール]
- ・ 1月22日、OCAP内でコンサルタント契約締結に向けた財務決裁が起票(報酬額はmax400万RMBを前提)
 - 複数の審議者から、安平泰の登記住所が独身寮であること、安遠に贈賄疑惑があること等の懸念が表明されたため、渡邊氏が、1月24日に決裁を Reject
- ・ 1月23日、小松氏から原氏に対して、上記決裁についてクレームが付された件に関して相談が持ちかけられる [2014/1/23 15:13 メール]
- ・ 1月24日、木下氏から、上記決裁にクレームを付したOCAP審議者に対して、案件がすでに走り始めていることを理由に、コンサルタント契約承認に向けた対応を依頼 [2014/1/24 13:16 メール]
- ・ 1月24日、阿部氏が平田氏に、「安遠グループ(公安一派)が反社チェック疑惑にひっかかった」と報告 [2014/1/24 16:49 メール]。その後、阿部氏は、平田氏に対して、OSZ製造管理本部長(岩垂氏)自ら、安平泰に対する過去の贈賄疑惑を否定する内容の証明書をその目で確認した旨報告 [阿部氏ヒアリング④]。もっとも、岩垂氏は上記証明書を見たことはない旨供述 [岩垂氏ヒアリング]

■ 2014年2月

- ・ 2月12日、渡邊氏、阿部氏、原氏、OIMCの半田正道氏(以下「半田氏」という。)及び杉本繁実氏らの間で、再決裁に向けて、TV会議を開催し、安平泰と安遠が関連企業であることの証明書を安平泰側に発行してもらうこと、並びに安遠の収賄容疑が晴れている公安証明書を閲覧させてもらうよう安平泰側に要請する方針を確認 [小松氏から小川氏への2014/2/12 17:58 メール]
- ・ 2月18日、木下氏から上記決裁にクレームを付したOCAP審議者に対して、安遠と安平泰の関係会社証明書のひな形が送付される [2014/2/18 19:41 メール、2014年2月18日付「関係会社証明書」]

■ 2014年4月

- ・ 4月7日、渡邊氏から藤塚氏及び平田氏に対してコンサルタント契約についてOCAP内決裁として進めることを報告し、了解を得る [2014/4/7 11:09 メール]
- ・ 4月8日、OCAP内でコンサルタント契約締結に向けた財務決裁が再起票(報酬額はmax300万RMBを前提)
 - 複数の審議者から、懸念が払拭されていない旨のコメントが付されるも、最終的には、渡邊氏が、4月25日に決裁を Approve

- ・ 4月25日、OSZと安平泰との間で、深セン通関問題解決に向けたコンサルタント契約及びコンサルタント契約に付随した寮の譲渡契約(寮2棟を順次売却することの合意、以下「補足契約」という。)を締結。なお、補足契約のドラフト自体は2013年12月20日以前から存在し[原氏ヒアリング①]、コンサルタント契約書については、2013年12月31日付で署名されたものと差し替えられた可能性。小松氏は補足契約の相手先、又はそれがコンサルタント契約の補足契約であると認識せずに署名したと供述[小松氏ヒアリング]

■ 2014年5月

- ・ 深セン通関問題に関し、マイナス理論在庫の消し込みが本格的に開始する¹⁶[2015/1/20付OCAP IAD作成「安平泰との関係におけるOSZ通関問題処理について」]
- ・ 5月23日から翌2015年2月9日まで、「従業員寮維持修理費」の名目でOSZから安平泰に対して、寮の譲渡予定分(1棟分)に係る賃料相当額として毎月19万2600RMBが支払われる[丁氏ヒアリング②、木下氏ヒアリング②]

■ 2014年6月

- ・ 6月26日、OCAP関係者から木下氏に、安平泰との契約解除が提案される。木下氏は提案があったことを原氏及び阿部氏に報告。阿部氏は更に平田氏に報告。既に安平泰がマイナス理論在庫問題の解決に向けた助言を開始してから相当期間が経過しており、OSZとしては、マイナス理論在庫問題の解決には安平泰の助力が必要として、上記提案は受け入れられず、安平泰との契約は解除されなかった[2014/6/30 08:41 メールとそのチェーン、木下氏ヒアリング②]

■ 2014年8月

- ・ 8月18日、マイナス理論在庫の電子帳簿上での修正作業完了。OSZは罰金・追徴なしの決定を受ける[2015/1/20付OCAP IAD作成「安平泰との関係におけるOSZ通関問題処理について」]

■ 2014年9月

- ・ 9月2日、小松氏がOIMCの小川氏及び半田氏に対して本件説明[2014/9/2 15:08メール]
- ・ 9月3日、阿部氏から木下氏に対して、「今後、寮の売却の話が出ると思う」とのメールが送信される[2014/9/3 11:09メール]
- ・ 9月9日、温氏から木下氏に対して、9月から寮(1号棟)の収益権が安遠に移転していることを理由に、安遠からOSZが第三者から受領している転借料らしきものを安遠に支払うよう求められていることが報告される[2014/9/9 09:35メール]

¹⁶ 聶氏が岩垂氏、温氏及び木下氏に宛てたメール(2014/8/12 11:30)には、「本格的な消し込みは今年の3月より着手して」との記載がある。

- ・ 9月10日の前後に、阿部氏、原氏及び木下氏が藤塚氏、平田氏、竹内氏及び古閑信之氏らに対し、深セン通関問題のコンサルタント費用支払に関する報告を行い、承認を得る[「2014.9.12 T 課題に対する OT 報告について」、2014/9/11 10:14 メール、2014/9/11 13:50 メール]
 - ・ 9月18日、北京で OSZ/OCAP が会議を開催(参加者は OSZ の木下氏、原氏及び小松氏に加えて、OCAP の審議者ら)。安平泰に対する報酬に関する決裁について、報酬額が max2400 万 RMB であることを前提に、事前の摺り合わせ[2014/9/29 付「通関問題(マイナス理論在庫)に対する処理について」、2014/9/5 12:13 メール]
 - ・ 9月24日、木下氏が、安平泰に対する支払に係る再決裁の決裁ルートについて確認[2014/9/24 16:13 メール]
 - ・ 9月25日、木下氏が、温氏に対して、支払に係る決裁資料に添付する報告資料の準備を依頼[2014/9/26 15:19 メール]
- 2014年10月
- ・ 10月13日、安平泰からオリンパスに対する、「工作小結」(日本語版では「委託業務完了纏め」と題する書面¹⁷が作成される[2014/10/13 付「委託業務完了纏め」]
 - ・ 10月20日、木下氏から原氏に対して、安平泰から委託業務の長期契約を要請されていることが報告される[2014/10/20 10:11 メール]
 - ・ 10月31日、OCAP 内で、安平泰に対する報酬支払に係る決裁が起票される
→11月5日に、OCAP 企業管理本部長の麻生敬介氏が決裁を Approve
- 2014年11月
- ・ 11月5日、OIMC 内で、安平泰に対する報酬支払に係る最終決裁
→11月11日に、小川氏が決裁を Approve
- 2014年12月
- ・ 12月3日、OSZ 董事会にて、OCAP 及び OIMC の決裁を経たものとして、2400 万 RMB のコンサルタント料金支払承認[2015/1/20 18:53 メール、2014/12/3 付「奥林巴斯(深圳)工業有限公使董事会決議」]
 - ・ 12月3日から16日にかけて、温氏が、安平泰との間で、寮の引渡し、代金支払及び契約の変更等について交渉し、当該結果を木下氏に報告[2014/12/16 12:12 メールとそのチェーン]
 - ・ 12月13日、OSZ 内で安平泰に対する報酬支払に関する財務決裁[2015/1/20 18:53 メール、2014/12/12 18:12 メール]
 - ・ 12月18日、OSZ が安平泰に対して、報酬(2400 万 RMB)を支払う[2015/1/20

¹⁷ 同書面は、安平泰に対する報酬支払に関する財務決裁の添付資料とするべく、OSZ から安平泰に作成提出を求めたものである。内容としては、「マイナス理論在庫問題が単純なミスであって、意図的な在庫操作ではないこと」を税関に理解してもらうために、安平泰がどのような理論的アプローチを採り、OSZ に対してどのような助言をしたのか等が記載されている(なお、中文版は6頁、日本語版は7頁からなる。)

18:53 メール]

- ・ 12月29日、温氏及び聶氏からの提案を受け、木下氏が原氏に対して、通関事務の円滑化を意図した税関担当者との会食及びカメラセット贈答を提案するも、原氏がこれを許可せず [2014/12/29 12:33 メールとそのチェーン]

=====
2015年
=====

■ 2015年1月

- ・ 1月1日、安平泰から OSZ に対して寮 2 棟の売買契約締結の催促がなされる [2015/1/5 18:43 メール]

■ 2015年2月

- ・ 2月5日、原氏が、小松氏、木下氏及び阿部氏に対し、前日の4日に本件について OT のチーフ・コンプライアンスオフィサーである北村正仁氏 (以下「北村 CCO」という。) からヒアリングを受けたことを報告しているところ、遅くとも 2月4日の時点で、北村 CCO が本件問題を認識した上で、必要な調査を開始。原氏は、上記ヒアリング時に北村 CCO からヒアリング実施事実を秘匿するよう指示されたが、小松氏、木下氏及び阿部氏に対し 2015/2/5 09:47 に送付したメールにおいて、「今回の対応はオリンパス内部の展開であり、オリンパス内も極限られた人間での情報共有であり、原さんも他言無用でと言われました。→丸秘でお願いします。」と記載し、情報共有 [2015/2/5 09:47 メール]
- ・ 2月11日、温氏は、高垣氏に対して、第2段階の消し込み¹⁸で税関当局に「OSZ の主張を大分飲んでもらいました」と報告した上で、OSZ 担当者が負担した、消し込み作業のために税関まで出張した際の OSZ 職員自身の昼食費のほか、税関担当者との会食費及び同人に対する贈答費用合計約 6700RMB を経費申請するも、上記昼食費のみ承認され、上記会食費及び贈答費用については承認されず [2015/2/16 12:43 メール]

■ 2015年3月

- ・ 3月2日、OSZ の小松氏らと安平泰の弁護士が会談し、補足契約上、2014年(平成26年)12月31日までに OSZ の寮 2 棟を売却することとなっているところ、安平泰から「合法的な手段を通じて」マイナス理論在庫問題を解決したにもかかわらず、未だ寮の引渡しが行われていないことが申し向けられる [2015/3/2 付「会議摘録」]
- ・ 3月10日、木下氏から小松氏に対して、寮 1 棟及び 10 棟について、独立の売買契約は締結していないが、コンサルタント契約の補足契約として両売却が合意さ

¹⁸ 消し込みについては脚注 7 参照。

れていること、売却の詳細な内容は未決定であったが金額の検討等を行っていたことが報告される [2015/3/10 18:19 メール]

■ 2015年6月

- ・ 6月29日、OSZにおいて、いわゆる小金庫と思しき金庫から、現金約2万RMB及び帳簿が発見される [2015/6/29 付「シンセン訪問の件」]

第5 OSZ から安平泰への支払状況等の分析

1. 安平泰への支払開始時期等

OSZ において正規に経費処理された安平泰に対する支払は、添付資料のとおりである。これによると、OSZ から安平泰に対し初めて支払がなされたのは 2012 年(平成 24 年)1 月 13 日で、支払額は 38 万 RMB(費目は「食堂土木建築費等」)であり、引き続き、同月 18 日には、約 81 万 RMB が「食堂一期工事」の費目で支払われているが、これらは、OSZ と安平泰との間の 2012 年(平成 24 年)1 月 6 日付「食堂の料理提供サービス契約の付随契約」に基づく工事代金として支払われたものであると認められる。

その後、OSZ からは、2012 年(平成 24 年)2 月 9 日より、毎月「食堂業務委託費等」の費目で支払が行われている。これは、OSZ と安平泰との間の 2011 年(平成 23 年)10 月 11 日付「食堂料理提供サービス契約」に基づき、食堂業務委託費として支払われたものであると認められる。

さらに、2012 年(平成 24 年)3 月 29 日からは「清掃業務委託費等」、同年 5 月 11 日からは「業務委託費」の費目で支払が開始されているところ、これらは、同年 2 月 16 日付「工場清掃業務契約」及び同年 4 月 1 日付「警備業務サービス契約」に基づき、清掃業務委託費ないし警備業務委託費として支払われたものであると認められる。

なお、安遠に対しては、支払実績は過去一度も存しない。

2. 安平泰に食堂業務等を委託するに至った経緯と消防問題との関係等

上記のとおり、OSZ が安平泰との関係を持つに至った経緯は、2011 年(平成 23 年)9 月 27 日付で阿部氏と原氏との間で交わされた電子メール¹⁹の記載からは、OSZ において、2011 年(平成 23 年)7 月にいわゆる消防問題が顕在化してから間もない時期(遅くとも同年 9 月末頃までの間)に、安平泰から消防問題の解決に向けての助力を得ることと引き替えに、消防問題の解決といわば一体のものとして、安平泰に食堂業務を委託することが決定されたことがうかがえる。

¹⁹ 「OSZ の消防問題に対して解決の協力申し出あり。その代わり、食堂業務委託を要求」「相手のバックが強力であること、当方の消防課題が深刻であることから、食堂業者契約を結ぶ方向で進めていた。」「大きすぎる消防課題に対して、(中略)相手ルートも友好関係を作るほうが良いとの最終的に判断した。」「今後の消防・1 公安課題が発生した場合の解決用のチャンネルとして活用していくことを目的として、対等なビジネスパートナーの関係を築く方向にもっていく。具体的には、(中略)食堂業務委託契約の内容を交渉する。」との記載のほか、「消防に関して」として、「金額は 87 万円」「業務開始日は 2012 年 2 月」等と、OSZ と安平泰との間の食堂業務委託契約の内容と符合する契約条件についての記載も認められ、ここに記載された「相手」とは安平泰(ないし安遠)を指すと解される。

この点、阿部氏は、消防問題の解決に向けて安平泰の助力を得るに際し、安平泰が信頼に足る取引先であるかを見極めるため、まず試験的に、清掃業務、警備業務、食堂業務と順次委託したと説明する。しかしながら、消防問題が顕在化した 2011 年(平成 23 年)7 月から安平泰への支払が開始される 2012 年(平成 24 年)1 月までの約半年間、OSZ が、安平泰に対し、食堂業務を委託した形跡はないこと(上記メールの記載及び支払状況に照らすと、実際の業務開始は、2012 年(平成 24 年)2 月頃と認められる。)、OSZ は、上記のとおり、食堂業務に引き続き、立て続けに、清掃、警備等の業務を安平泰に委託していることからすれば、信頼に足る取引先であるかを見極めるためにまず試験的にこれらの業務を委託したとする阿部氏の供述は客観的事実と齟齬している²⁰。

3. 消防問題に関して安平泰に支払がなされた事実の有無

OSZ には、「小金庫」と呼ばれていた簿外資金が存在し、その入出金状況に関する裏帳簿と思料される資料によれば、2012 年(平成 24 年)1 月 16 日、ここから、「消防事務」の費目で 6 万 RMB が出金されていることがうかがえる²¹。

安平泰との契約締結に至る上記経緯に加え、OSZ が 2011 年(平成 23 年)12 月中旬頃までに消防問題の解決に当たり安遠から助言を得たことをうかがわせる OSZ 関係者間のメールの記載等に照らせば、この 6 万 RMB の支払が安平泰(安遠)に対してなされた可能性は一応存するものの、それを証明するに足る証拠の発見には至っておらず、これ以外の者に支払われた可能性がある²²。

4. OSZ 従業員寮の家賃相当額の支払

OSZ は、2014 年(平成 26 年)5 月 23 日から 2015 年(平成 27 年)2 月 9 日までの間、10 回にわたり、安平泰に対し、毎月 19 万 2600RMB を「従業員寮維持修理費」の名目で支払って

²⁰ 上記脚注 10 参照。

²¹ また、同日、同一の費目で、会社の正規の経費として、14 万 RMB が「仮払い」として支出されていることをうかがわせる資料も存在しているものの、同日に仮払金として経費処理された支出の存否やその具体的内容について、詳細の解明には至っていない。

²² 消防問題については、安平泰のほかに、「深圳市城市建筑装饰工程有限公司」を起用した事実がうかがわれる資料も発見されている(2012 年(平成 24 年)1 月 5 日付で阿部氏と原氏との間で交わされたメール、2012 年(平成 24 年)5 月 28 日付 OSZ 映像事業週報、2012 年(平成 24 年)9 月 27 日付で戴業輝氏から聶氏らへ宛てたメール)が、同社に対しては、当時、正規に支払がなされていることが確認できている。他方、丁氏は、安平泰とは別に、「丰兴(Fengxing)」と称する業者に消防問題解決支援業務を委託したとしており、6 万 RMB はこれにコンサルタント費用として支払ったものである旨述べているところ、当該支払を裏付ける証憑資料はなく、丁氏とともに当該支出に関与したと思われる阿部氏は上記コンサルタント料の支払を否定し使途先につき記憶がないと述べていることから、小金庫からの出金の支払先がいずれであるのかを特定するに足る証拠は存しない。

ていたが、これは、OSZ が保有していた OSZ 従業員寮の家賃相当額の支払としてなされたものである。

OSZ は、2014 年(平成 26 年)4 月 25 日、安平泰との間で、コンサルタント契約の補足契約を交わし、いわゆるマイナス理論在庫の消し込み作業の完了を条件として OSZ が保有していた従業員寮 2 棟を売却する旨の約定を交わしていたところ、OSZ の木下氏らは、従業員寮の売買契約を締結していないにもかかわらず、正規の決裁・承認を経ることなく、従業員寮の使用収益権を安平泰に移転し、OSZ が従業員寮居住者から取得していた家賃相当額を安平泰に支払っていた。木下氏らは、その事実を隠蔽するため、費目を「従業員寮維持修理費」に付け替え、OSZ 財務部の支払承認を得ていたものである。

5. その他不正な資金流出の有無について

OSZ において正規に経費処理された安平泰への支払状況を精査するも、公務員への賄賂等の原資となるような不正な資金流出であると認めるに足る資金流出は存しない。

第6 評価

1. 贈賄その他の違法行為の有無

(1) 深セン通関問題

- ア OSZ ないし安平泰 (安遠) の関係者が 6.94 億米ドルにのぼるマイナス理論在庫問題 (第1段階の消し込み) に関連して深セン税関当局に対し賄賂を供与したこと並びにオリンパス (OT、OCAP 及び OSZ を含む) の役員及び担当者が賄賂の供与を指示又は了承したことを認めるに足る証拠の発見には至っていないこと
- 現在までに収集済みの証拠には、OSZ ないし安平泰関係者から第1段階のマイナス理論在庫問題に関連して深セン税関当局に対し金銭が交付されたこと並びにオリンパス (OT、OCAP 及び OSZ を含む) の役員及び担当者が賄賂の供与を指示又は了承したことの客観的証拠も関係者の供述も存しない。
 - 安平泰は、「委託業務完了纏め」において、「絶対的な合法性」を確保した上で、コンサルタント契約の目的を達成したと OSZ に対して報告しており、税関当局への金銭支払の事実を否定している。
 - OT、OCAP 及び OSZ の関係者は、安平泰の関係者が税関職員に賄賂を供与したとの報告は一切受けていない旨供述。2014 年 (平成 26 年) 12 月 17 日の OSZ から安平泰に対する 2400 万 RMB の支払も、安平泰との間のコンサルタント契約に基づき、コンサルタント報酬として適法に支払われたものである旨供述した。ドキュメントレビューの結果及び関係者の供述では深セン通関当局に対し賄賂を供与したことを認めるに足る証拠はない。
 - ドキュメントレビューの結果及び関係者の供述によれば、OSZ が、深セン税関当局との交渉を進める際に、税関当局への説明方法について、安平泰から具体的な助言を得ている。また、安平泰が作成した深セン通関問題に関する成果物 (「工作小結」、日本語版では「委託業務完了纏め」と題する書面) が存在する。したがって、安平泰はコンサルタントとして一定の役務を OSZ に提供しており、安平泰への支払の少なくとも一部はコンサルタント報酬として正当化できると思われる。
 - ドキュメントレビューの結果によれば、OSZ の関係者は、OT の関係者から、安平泰へのコンサルタント報酬の支払に関する財務決裁を OCAP 内限りで完結させることを指示されたと認識し (第6の2(2)エ参照)、これを実行するために、コンサルタント報酬と OSZ の従業員寮の売却代金とを相殺するというスキームを考案し、安平泰に対して支払うコンサルタント報酬金額を OCAP の財務決裁権限の範囲内にとどめようと工作した。もっとも決裁に関する上記指示は、OT の関係者としては、コンサルタント契約書に、コンサルタント業務は適法な方法で行う旨

の条項を盛り込む等の手立てを講じることで、安平泰による贈賄等の違法行為のリスクを抑えることができると考えてはいたものの、当該リスクに対する懸念を完全に払拭できるかどうか不安もあったことから、万が一の事態に備えて出されたものと評価できる。したがって、当該指示をもって、OT 及び OSZ の関係者において、OSZ が安平泰に支払う報酬の一部が通関問題の解決のために税関職員に賄賂として支払われることを承認していたとまでは認められない。

- 第4の2に記載のとおり、原氏は、丁氏が安平泰を通じて税関職員に賄賂が供与されることを前提として安平泰と交渉していたと当時認識していたと供述をしているが、当該供述は、OSZ 内部において、原氏と木下氏が、マイナス理論在庫問題に関して税関当局から科される罰金額、追徴課税額等を見積もった結果を記載した資料等の客観的証拠と符合しない上、実際に安平泰との交渉に当たっていた丁氏、及びそれに関与していた木下氏の供述とも齟齬している。
- なお、原氏自身は、贈賄を前提とする丁氏の案は認められないとして、契約内容を適法な内容とするよう丁氏に指示し、丁氏の案が実行に移されることはなかった旨供述している。かかる原氏の指示を裏付けるメール等書面は見つかっていない。
- 安平泰は、過去に食堂運営や警備に係る取引履歴のある会社ではなく、OSZ と初めて食堂業務に関して契約を締結するわずか3日前に設立された新設会社であったものの、その後の OSZ から安平泰に対する金銭の支払状況に照らせば、OSZ は、安平泰に対し、食堂、清掃、警備等種々の業務を委託し、実際に役務提供を受けていたものと認められる。安平泰が、業者と税関当局を仲介して税関当局に賄賂を供与するためだけに設立されたダミー会社であることをうかがわせる事情は存在せず、上述の背景事情に鑑みると、安平泰は OSZ に専属的にサービスを提供することを目的に設立された会社である可能性もある。
- また、中国においては Guanxi (関係) という人的ネットワークあるいは人的コネクションがビジネス上非常に重要な意味を持ち、ビジネスを円滑に進めるために Guanxi が欠かせない存在であることは広く知られている。確かに、食堂運営を行う業者が、全く畑違いの通関問題のコンサルティングも手掛けるという点においては日米欧の商慣習上怪しさはあるものの、阿部氏及び温氏等のヒアリングによると、過去の安平泰との関係から、安平泰は有力なコネクションを有していると推測されている。中国における商慣習に照らし、OSZ が税関当局とパイプがあると思われたコンサルタントに依頼したことも一定の合理性はある。
- 安平泰は、フリーメールアドレスを使用しているほか、所在地とされる場所が現時点においては実在しない寮となっており²³、この点も日米欧の商慣習の観点か

²³ 安平泰へ協力要請のレターを送付した際、宛先不明でレターが戻ってきた。

らすると法人としての実体が怪しまれる。ただし、中国においてはフリーメールアドレスを使用してビジネスを行うことがまれではなく、設立されたばかりの会社がきちんとしたオフィスビルに入居していないことも、中国においては必ずしも不自然ではない。よって、これらの要素からして、安平泰の関係者が税関当局の職員に賄賂を供与したと直ちに推認することはできない²⁴。

- 安平泰との取引開始経緯に関する関係者の供述が必ずしも現存する客観的証拠と符合しない等、OSZ と安平泰との関係や安平泰の素性に関し不明な点がある。そのことから直ちに安平泰を通じて税関当局の職員に賄賂が供与されたと推認することもできない。とはいえ、素性に不審な点があるコンサルタントを起用したことは、コンプライアンス上問題があり、第 6 の 2 に記載するとおり、オリンパスには改善が求められる。
- 第 4 の 2 に記載のとおり、安平泰の関与なく、OSZ の関係者がマイナス理論在庫問題に関連して深セン税関担当者に対し会食及びカメラ贈答を提案し、そのための費用の決裁申請をしているメールが見ついている。後述するとおり、中国独特の習慣を理由に税関担当者との良好な関係の維持あるいは政府関係者への謝礼を目的としてお礼の品を贈るという実務運用はコンプライアンス上の大きな問題点である。実際に当該決裁が下りたことを示す証拠や深セン税関当局に対し賄賂を供与したと認めるに足る証拠の発見には至っていない。しかし、素性に不審な点があるコンサルタントを起用したことは、コンプライアンス上問題があり、第 6 の 2 に記載するとおり、オリンパスには改善が求められる。

イ 安平泰とは関係なく、OSZ の関係者が第 2 段階の消し込み作業を担当している深セン税関担当者に対し贈答を行ったことをうかがわせる証拠が発見され、関係者も贈答を行ってきたことを認めるも、当該関係者が賄賂の趣旨で贈答したことを認めるに足る証拠の発見に至っていない上、その他オリンパス (OT、OCAP 及び OSZ を含む) の役職員が当該贈答が賄賂の趣旨であると認識していたことを認めるに足る証拠の発見には至っていないこと

- 温氏が高垣氏に対し 2015 年 (平成 27 年) 2 月 11 日に送信したメールによれば、OSZ の税関担当者が、第 2 段階の消し込み作業を担当していた深セン税関の担当者に対して、会食及び贈答品の授与により、合計約 6700RMB の支出を行った。また、阿部氏を含む関係者の供述では、そのような贈答は、OSZ が過去において実際に反復して行ってきたとの認識である。もっとも、オリンパス (OT、OCAP 及び OSZ を含む) の役員及び担当者が賄賂の趣旨でこれを供与したことを明確に認め

²⁴ ただし、そのような業者を税関当局との協議を要する事案でのコンサルタントとして使用することが望ましいかは別の問題である。この点については第 6 の 2 (2) アを参照されたい。

るに足る証拠は発見されなかった。ただし、政府関係者への謝礼を目的としてお礼の品を贈るという実務運用はコンプライアンス上の大きな問題点である。第 6 の 2 に記載するとおり、オリンパスのコンプライアンス上、改善が求められる。

ウ 小括

以上より、調査の結果、マイナス理論在庫問題(第 1 段階及び第 2 段階の消し込み作業)に関し、OSZ サイドから深セン税関当局に対し、直接的又は安平泰(安遠)を介して間接的に、賄賂を供与したとは認められず、かつ、オリンパス(OT、OCAP 及び OSZ を含む)の役職員が賄賂の供与を指示又は了承した事実も認められない。また、一部メールの文面上、関係者が賄賂供与のリスクを認識しつつ安平泰と条件交渉を行っていたことがうかがえるものの、実際に安平泰と直接条件交渉を行った者が当該事実を否定しているほか、OSZ の関係者間で安平泰による税関当局に対する贈賄の可能性につき認識の共有があったことを認めるに足る証拠が見つからない。このため、関係者の間で、賄賂の供与に関する共謀がなされたとも認められない。

ただし、第 6 の 2 に記載のとおり、安平泰が贈賄する可能性があるとして認識していた際の対応や、安平泰をコンサルタントとして起用し、コンサルタント契約の締結とそれに基づくコンサルタント料の支払を承認した手続及び安平泰が関与していない税関当局への贈答等、多くの観点において内部統制上の問題を見受ける。

(2) 消防問題

ア OSZ ないし安平泰(安遠)の関係者が消防・公安当局に対し賄賂を供与したことを認めるに足る証拠の発見には至っていないこと

- 正規に経費処理された支出を見る限り、OSZ から安遠に対しては、過去に一度も支払がなされていない上、OSZ から安平泰への支払状況及び OSZ 関係者間のドキュメントデータを精査したところ、OSZ が消防問題に関連して安平泰に金銭を支払ったことを認めるに足る証拠の発見には至っていない。もっとも、OSZ 関係者間のドキュメントデータからは、安平泰(安遠)から消防問題の解決に向けての助力を得ることと引き替えに、消防問題の解決といわば一体のものとして、安平泰に食堂業務を委託することが決定されたことがうかがわれ、その意味では、OSZ から安平泰(安遠)に対して、現金支払の形以外で、消防問題への助言に対する、実質的な見返りが提供されていた可能性はある。
- 収集した証拠には、OSZ ないし安平泰(安遠)の関係者から消防・公安当局に対し直接金銭が交付されたことを示す客観的証拠も関係者の供述も存しない。
- OSZ の関係者は、安平泰(安遠)の関係者が消防・公安当局職員に賄賂を供与した

との報告は一切受けていない旨供述した。

- 消防問題に関し、OSZ が安平泰 (安遠) から、何らかの役務提供を受けたことを証明するに足る契約書、成果物等の客観的証拠の発見には至っていないが、ドキュメントレビューの結果及び関係者の供述によれば、OSZ が、消防局による検査対応等について、安平泰 (安遠) から具体的な助言を得ている様子がうかがわれる。
- OSZ のいわゆる裏金である小金庫から、消防問題に関し 6 万 RMB が支払われたことをうかがわせる資料の発見に至っているが、その支払先を特定するに足る証拠の発見には至っていない。この点、丁氏は、支払先につき、消防問題に関して意見を求めた安平泰 (安遠) 以外の業者である旨供述するところ、当時、丁氏が安平泰 (安遠) 以外の業者を起用していたことをうかがわせるメールは存在するものの、当該業者への金銭の支払を裏付ける客観的証拠の発見には至っていない。消防問題の解決のために安平泰 (安遠) の助力を得ていたことをうかがわせる OSZ 関係者間のメールが存在すること等に照らすと、小金庫から出金された金銭が安平泰 (安遠) に支払われた可能性も否定できない。
- OSZ 関係者の一部は、公安当局から安平泰 (安遠) を紹介された旨供述し、OSZ が作成した文書中にその旨の記載があるものも散見されるが、他方で、これは事実ではないとする関係者の供述もあり、現時点では、OSZ が安平泰 (安遠) を知った経緯等についてこれを特定する客観的証拠等の発見には至っていない。

イ 小括

以上より、現在までのところ、消防問題に関し、OSZ サイドから消防・公安当局に対し、直接的又は安平泰 (安遠) を介して間接的に、賄賂を供与したとは認められず、また、関係者の間で、賄賂の供与に関する共謀がなされたとも認められない。

2. 内部統制上の問題点の有無

(1) 総論

下記 (2) 以降で詳述するとおり、本件では内部統制上の問題点が複数認められる。まず、深セン通関問題については、OSZ において取引相手に対するデューディリジェンス手続が十分に制定されていなかったこと、安平泰による贈賄のリスクを認識した OSZ 従業員の対応が不十分であったこと、関係者によって、決裁規程及び契約管理規定が形骸化されたこと、決裁階層が操作されたこと、並びに一部決裁者が決裁者としての意識が不十分なまま決裁したことが問題点として指摘できる。また、寮の売却問題については、そもそも寮に関する補足契約が適切な決裁を受けていなかったこと、寮に関して契約を交わさずに家賃相当額を安平泰に支払っていたこと、家賃相当額が

不適切な会計処理を受けていたこと、補足契約書の署名者が当該契約に関する認識が不十分なまま署名したこと、並びに決裁階層を操作すべく、寮の売却金とコンサルタント報酬を相殺しようと複数の者が目論んだことが問題点として挙げられる。こうした問題点に加え、反贈賄規程の内容そのもの、又はその重要性に関する一部 OSZ 従業員の認識が不十分又は不適切であったことや、OSZ において簿外資金が存在したことが内部統制上の懸念事項として挙げられる。

(2) 深セン通関問題について

ア デューディリジェンス手続の不十分性について

- OCAP には贈賄リスクを念頭に置いたデューディリジェンスを定める内規が遅くとも 2013 年(平成 25 年)秋までには存在したものの²⁵、当該内規はデューディリジェンスの対象者としてオリンパスの販売会社や再販業者のみを想定しているように読める。例えば、当該内規は販売会社や再販業者のみならず、オリンパスと取引を行う第三者すべてをデューディリジェンス手続の対象とする旨の記載があるものの、当該手続で担当者が記入することが義務付けられているひな形は販売会社や再販業者のみを想定していたり²⁶、一部の内規の目的に関する記載では第三者についてはもっぱら販売会社や再販業者が対象とされている²⁷。よって、上記 OCAP 内規が製造部門が起用するコンサルタントを対象としているかは不明である²⁸。
- また、グローバル・ポリシーでいうと、遅くとも 2014 年(平成 26 年)3 月末までにコンサルタントを反贈賄の観点からのデューディリジェンスの対象とする内規が導入されたものの²⁹、当該内規にはデューディリジェンスの詳細な手続が定められておらず、その作成を含めた詳細は各地域のコンプライアンス責任者に委ね

²⁵ TPM R001 OCAP Third Party Management Policy (2015 年(平成 27 年)5 月 21 日付)、TPM R002 OCAP Due Diligence Policy (2013 年(平成 25 年)7 月 1 日付)参照。

²⁶ TPM F001 Due Diligence Risk Assessment Checklist—Distributors and Resellers(日付なし)、TPM F002 Distributor Confidential Information(日付なし)参照。

²⁷ TPM R001 OCAP Third Party Management Policy (2015 年(平成 27 年)5 月 21 日付)第 1 条参照。

²⁸ なお、この点につき、高木昇氏(以下「高木氏」という。)は 2015 年(平成 27 年)9 月 7 日付インタビュー(及び 9/9 に偶々話を更に聞く機会があった)において「販売部門による贈賄リスクは想定して内規を整備したものの、製造部門による贈賄リスクは想定せず、したがってコンサルタントにはデューディリジェンス手続が適用されない」、「中国内の第三者に適用のあるデューディリジェンス手続がない」と供述している。

²⁹ GCS105 Global Policy for Third Party Management (2014 年(平成 26 年)3 月 31 日付)参照。

られている³⁰。

- おそらく上記の結果として、OT 幹部に安平泰を採用することの承認を求めた2013年(平成25年)11月中旬時点では、OSZは安平泰に対する適切な反贈賄デューデリジェンスを実施していなかった。具体的には、安平泰が本件業務を遂行するに当たり、当局に対して贈賄するおそれがあるか、又はその他の観点から不適切な取引相手であるかといった事を洗い出すデューデリジェンス手続を、安平泰に対して実施していない。
 - ・ この点、2013年(平成25年)11月にOT幹部に対して安平泰をコンサルタントとして委託することを事前に説明する際に用いられた資料の一つである、安遠に関する企業情報をまとめた2013年(平成25年)11月14日付「安遠控股集团有限公司について」と題する文書の中には「社内反社会勢力チェック済み:問題なし(食堂業務委託契約時)」との記載があるが、食堂業務委託契約が締結されたのは上記事前説明から2年ほど前の2011年(平成23年)10月11日であったところ、食堂業務委託契約締結当時どのようなデューデリジェンスが行われたかは具体的には一切確認できなかった。2014年(平成26年)1月には、OCAPの法務部から、食堂業務委託契約締結時よりはるか前の2008年(平成20年)1月の時点において安遠の贈賄疑惑が報じられていることに対する懸念が示されていたにもかかわらず、その時点ではOSZ関係者が、当該疑惑が安遠にかけられていたことを認識していなかったことに鑑みれば、食堂業務委託契約締結時に行ったとされる「社内反社会勢力チェック」はずさんなものであったと考えざるを得ない。
- よって、起用部門を問わず、中国国内のコンサルタントを起用する場合には、Global Control Frameworkの精神に沿ったデューデリジェンスの実施を明示的に義務付けること、及び贈賄リスクの特定に実効性のある形でその手続・実施態勢をアジア圏内で早期に導入することが求められると同時に、その内規・態勢を周知徹底し、実効性を定期的に検証することが必要である。
- また、本来はグローバル内規及び地域統括レベルでのデューデリジェンス手続に加えて、それらに沿いつつ各国レベルで各国の事情に合わせて策定したコンプライアンス内規の維持も求められるところ、中国の事情に合わせた中国でのデューデリジェンス手続は現在も存在していない。仮に本件のような過去に贈賄疑惑が報じられているようなコンサルタントが地域統括(OCAP)レベルでのデューデ

³⁰ OT、OCAPコンプライアンス内規とは別に、アジアの製造部門においては「新規取引先選定運用規定」(MQ07001)及び「業者選定及び年度審査基準」(MQ02003)といった内規が導入され、そこでは一定の情報を取引先又は取引先候補から取得した上で、その採用又は取引継続の可否が検討されることが定められているものの、反贈賄リスクを主眼に置いておらず、また、当該内規に定められている手続にはコンプライアンス部等の法令順守担当部署による独立した立場からの評価は定めていないなど、その贈賄リスクの抑止力は限定的である。

イリジェンス手続の対象であった場合、本件を当該コンサルタントに委託すべきかが適時的確に OCAP CGD (Corporate Governance Division) を始めとした OSZ 外の関係者との間で議論されていたであろうことが想定される。また、加えて、OSZ を含めた中国国内において、起用部門を問わず、中国国内のコンサルタントが対象となるデューディリジェンス手続が国レベルで策定されていれば、本件が適時的確に OSZ 内で中国の実情を踏まえた形で議論され、状況に応じて OCAP を含め OSZ 外の関係者との間で議論されていたことが想定される。

- ・ なお、第 6 の 1(1)アに記載のとおり、安平泰はフリーメールアドレスを使用して業務を行っていて、その所在地も不明である。こうした事実のみをもって安平泰が本件で贈賄したとは推認できないものの、本来このような要素を持ち合わせている業者に対して当局との交渉に関するコンサルティング業務を委託することを検討する際には、中国であっても贈賄リスクを念頭に置いた十分なデューディリジェンスを実施し、その結果を踏まえて採用の可否を検討することが適切である。一般に中国において、フリーメールアドレスを使用したり、実在拠点を持たないコンサルタントは、自らのメールアドレスを保有し実在拠点を保有し事業実体を計算書類等書面で示すことのできるコンサルタントに比べると、贈賄活動に関与する傾向が高く、中国で事業を営むグローバル企業の多くは、自らのメールアドレス及び実在拠点を保有し、事業実体を計算書類等書面で示すことのできるコンサルタントのみを登録することが多い。

- よって、地域統括レベルの内規に加えて、第三者(販売側だけでなく製造側のコンサルタントを含む)を対象とするその国・地域で有効なデューディリジェンス手続を国・地域又は事業体レベルで導入することが望ましい。

イ 安平泰による贈賄のリスクの認識の有無、及び認識した従業員の対応について

- 第 4 の 2 に記載したとおり、原氏は、自らが木下氏より受け取った丁氏と安遠との間におけるコンサル費用に関する交渉過程に関するメールにつき、「丁氏が安遠を通じて政府に 1000 万 RMB から 1400 万 RMB の贈賄をすることを含めて安平泰と交渉を行ったように当時も読んだし、今でも読むことができる」と供述している³¹。また、木下氏も安平泰が税関当局の担当者に贈賄するリスクは考慮していたことを認めていて、その他 OT 経営陣の一部まで安平泰(又は中国におけるコンサルタントと会社一般)が贈賄する可能性があることを認識していた旨の供述をしてい

³¹ なお、第 6 の 1(1)アで前述したとおり、贈賄を前提として安平泰と協議が行われていた旨の原氏の供述は必ずしも客観的証拠や他の関係者の供述と符合していないことに留意が必要である。

- る。
- 第 6 の 2 (2) アに記載のとおり、安平泰のような業者をコンサルタントとして採用するに当たっては、一定の贈賄リスクを認識することがむしろコンプライアンスの観点から望ましい。
 - ただし、採用を検討している業者について贈賄リスクを認識した場合、当該業者を採用した場合であっても、当該業者が贈賄しないことを合理的に担保する必要がある。何が合理的であるかは当該役職員の役職、当該業者の属性、委託業務内容等様々な観点によって違うものの、例えば第 6 の 1 (1) アに記載したとおり、契約に「業務は合法的に提供される」旨の記載を加えるだけではリスクを相当程度減少させたとは言い難く、合理的なリスク軽減策とは言えない。特に原氏においては、自らの部下に当たる従業員が、コンサルタント業者との間で、当局への贈賄を前提として業務委託について話を進めているおそれがあると当時から理解していた以上、契約書に一定の文言を加える程度の対応だけでは、上司の対応としては明らかに不十分である。また、OT 経営陣の一部の対応が不十分であった点については第 6 の 2 (2) エを参照されたい。

ウ 契約の既成事実化による、決裁規程及び契約管理規定の形骸化について

- 決裁規程は一般的には関係部署から適切な助言を受けた上で、最終的には事案の重要性を鑑みて適切な職位にある役職員によって貴社グループとしての意思決定が行われるために存在する。同様に、法務担当部署がグループ会社の所定の契約を事前に確認し、事業部門に助言を提供した上で締結する（又は締結を断念する）といった社内規定も同様な観点から定められる。
- 本コンサルタント契約締結においては複数の貴社グループの従業員が貴社グループの決裁規程及び Olympus (China) Co., Ltd. (以下「OCN」という。) 契約管理規程を形骸化させた³²。
- 本来ならば適切に決裁を受けたコンサルタント契約を締結後に、契約に基づいたサービスを受けるべきであるところ、OSZ は遅くとも（第 1 回 OCAP 決裁の半年前である）2013 年（平成 25 年）7 月頃には安平泰から助言を得ていた [2013/7/17 18:17 メール]。
 - ・ 更に、第 4 の 2 に記載のとおり、OSZ の要望を受けて、渡邊氏及び阿部氏は

³² 第 4 の 2 に記載のとおり、調印済みのコンサルタント契約は少なくとも 2 種類存在している。2013 年（平成 25 年）12 月 31 日付の署名があるものは、当時 OSZ は安平泰に既に長きに渡り本件に関与させ、早期契約締結を安平泰から要請されていることに鑑みると、必要な OCAP 決裁が下りていないにもかかわらず契約を締結しているものである可能性が高く、その場合内規違反となる（オリンパスグループ内部統制規程 4 条参照）。

コンサルタントを起用することについて OT 幹部の承認を 2013 年(平成 25 年)11 月に得た。

- 結果として、OCAP 審議者が 2014 年(平成 26 年)1 月の第一回 OCAP 決裁の過程で、本件を検討する前の 2013 年(平成 25 年)12 月 31 日の段階で、OSZ の小松氏が本件契約に署名しているところ、(OSZ と安平泰との間でコンサルタント契約が法的にいつ成立したと認めるべきかは措くとしても)少なくとも、OSZ の関係者が、安平泰が既に OSZ との合意の下でマイナス理論在庫問題の解決に向けて動き始めていることを既成事実にしようとしていたことがうかがえる³³。また、当該契約は締結前に OCN 法務部の確認を受けたが、その時には上述のとおりマイナス理論在庫問題について安平泰との交渉を開始してから相当の時間が経っていた³⁴。2014 年(平成 26 年)1 月の第一回 OCAP 決裁は否決されたものの、OSZ はそれを受けて安平泰に対してコンサルティング役務の提供の停止を申し入れず、結果として、コンサルタント契約が既成事実化された状態は少なくとも 2014 年(平成 26 年)4 月の第二回 OCAP 決裁まで継続された。
- これらの結果、法務、経理及び財務等の OCAP 審議部署の知識や経験が十分に生かされず、また、当該部署担当者が指摘した問題が十分に手当てされないまま、2014 年(平成 26 年)4 月 25 日付で、コンサルタント契約書に新たに署名がなされたと思われる³⁵。この点につき、「法務、経理、財務の担当者

³³ 第 4 の 2 に記載のとおり、OCAP の決裁未了段階で OSZ はコンサルタント契約に署名し、後日決裁が下りた 2014 年(平成 26 年)4 月になって再度コンサルタント契約に署名し差し替えている可能性が高い。安平泰は 2 通のコンサルタント契約共に 2013 年(平成 25 年)12 月 31 日に署名している。本来であれば安平泰の署名日付も 2014 年(平成 26 年)4 月であるべきところ、2013 年(平成 25 年)12 月 31 日付のままとし OSZ 担当者が正さなかった背景には、安平泰としては 2013 年(平成 25 年)中に契約の内容について合意できていたと考えていたことが推測でき、そのような安平泰との交渉の経緯が本件契約が OCAP 決裁手続前に既成事実化していたもう一つの要因であった可能性がある。

³⁴ 木下氏から OCN 法務部関係者に(阿部氏、原氏に写しを入れて)契約書の案を送付したのは 2013 年(平成 25 年)12 月 5 日である。また、同 OCN 法務部関係者曰く、安平泰への本件コンサルタント業務の委任を検討していることを初めて知ったのはその 3 日前に阿部氏から相談を受けた時であったとのことである。なお、木下氏が作成した 2013 年(平成 25 年)11 月 21 日ごろの阿部氏、原氏及び木下氏との議論の「摘録」には「OCN 法務部への確認 渡邊 EMD 了承事項として契約内容を確認してもらうことを事前にネゴする」との記載があり、また、木下氏が同 OCAP 関係者に契約を送信した際にはカバーメールにて「先方も、かなり急いでほしいとの強い要請(正式捺印でなくとも記載内容を確認したい)がございまして、極力、早い回答が出来ますように、ご配慮頂けますと幸甚です。」と記載していた。こうした事実からも、契約を推進しようとしていた原氏及び木下氏としては OCN 法務部による契約の確認は出来るだけ限定したものであって欲しいと意図していたことが読み取れる。

³⁵ 複数の OCAP 関係者が、OCAP 審議者として決裁プロセスの中だけでなく、直接 OSZ 担当者や上位の関係者に対してもコンサルタント契約の承認に関して懸念点を伝えたものの、結果としてコンサルタント契約は承認された。

が意見付き保留にしても最終決定権者が承認すれば決裁が通るというシステムには問題があると考えている」(青柳氏ヒアリング)との声があるように、現状の決裁システムには改善の余地があると思われる。

- ・ 契約書の類型や相手先の属性等からして相当程度リスクの高い契約については、比較的早い段階で関連部署を関与させ、その意見を踏まえて契約の締結を検討することを事業部署に義務付けるなどして、より実効性の高い審議プロセスを導入することを検討されることを勧める。

エ 決裁階層の操作について

- 第4の2に記載のとおり、2014年(平成26年)1月及び4月の2度のOCAP決裁において、コンサルタント報酬の見込み額が、それぞれの時期におけるOCAP決裁上限である400万RMB及び300万RMBとされていた。
- 本件契約のコンサルタント報酬は最終罰金等額と連動していたため、最終的なコンサルタント報酬に応じてどの階層の決裁が必要になるかを定めるには、最終的に科せられる罰金等額について何らかの前提を置く必要があった。もし合理的な前提が置かれた結果、1月時点ではOCAPでの決裁が妥当とのことであったとしたら、それは問題はなかったと言いうるものの、2回目の4月決裁において、合理的な根拠なくコンサルタント報酬の見積もりが引き下げられていたことからすれば、元々1月の時点から、置かれた前提は合理的な根拠に基づくものではなく、OCAP決裁上限にコンサルタント報酬を収めるべく調整が行われたことがうかがわれる。
- また、上述した2014年(平成26年)1月から4月にかけてのOCAP決裁対象のコンサルタント報酬の調整に加え、第4の2に記載したとおり、関係者のメールからも、阿部氏、渡邊氏、原氏を始めとした本件関係者数名が意図的に可能な限り本件の最終決裁を日本国内ではなく、OCAP限りで済ませようとしていたことがうかがえる。
- よって、2014年(平成26年)1月及び4月の時点でOIMCではなくOCAPで決裁を行ったこと自体が不適切であったとまでは認定できないものの、相当の役職にいた従業員が「OCAPでの決裁ありき、加えてOCAPでの決裁で済ませる」前提で動いていたことがうかがわれる点は、決裁規程の基礎にあるガバナンスを軽視していると言わざるを得ない。
- なお、第4の2に記載のとおり、本件をOCAP決裁ありきで進めようとして一部関係者が動いていた背景には、具体的発言内容は必ずしも明らかではないが、OTの

経営陣³⁶が本件決裁を日本ではなく OCAP ですることが望ましい、又は OCAP で決裁してほしいとの発言があったと彼らの間で認識されていたことがある。発言者側による当該発言に係るメール等は見つからないので発言の正確な内容は確認できないものの、当時、OT 経営陣への報告状況及び発言者のコメントを関係者間で共有するメールにおける記載内容及びその後実際に決裁を OCAP 限りにしようとして操作したことがうかがわれる状況に照らし、少なくとも、当該発言を受けた者をして、決裁を OCAP 内に留めるように指示されたと受け止めさせる発言はなされたものと認められる。当該発言を受けた者の中には、経営陣が当該発言を行った理由について、「マイナス理論在庫の罰金・追徴金額が大きくなったり、悪質性が高いと当局に判断された場合に、地域の問題として完結していた方がオリンパスグループ全体としてリスクが小さいからというものであった。」と理解したと供述する者もあり、何かリスクが生じた場合は地域の問題として本社は関知しない趣旨にも受け止められる発言が OT 経営陣によってなされた可能性も否定できない。本来、グループ全体に影響を与えうる事象が発生した場合は、本社に上げ、OT 経営陣がトップダウンで状況把握や対応を指揮することが統制上必要とされているところ、仮に、本件の実態が逆であるとすれば、オリンパスのガバナンス意識には重大な問題がある。グループ全体をけん引する OT 経営陣は勿論、地域責任者や各グループ内法人の長等においては、責任が上位者に波及するのを避けるべく部下や下位組織に決裁責任を取らせる、又はそう解釈されうる発言は慎むべきであり、むしろ日頃から法令順守及び適切なガバナンス体制の維持は最優先課題の一つであるとグループ役職員に発信し、OT 経営陣を始め各マネージャーはそれに積極的に取り組む姿勢を部下に日頃から見せることが統制上のみならずコンプライアンス上あるべき姿であり、米国司法省も期待する統制である。

オ OIMC 決裁関係者の意識について

- ヒアリングの際、小川氏は自らがコンサルタント契約の最終決裁者であることを認識していないと供述した。また、決裁書を現在見ても、決裁した記憶はない、と供述した。また、OIMC 関係者は、電子決裁画面の形式から当該決裁申請が自らを決裁者として送られてきているのか、それとも別の目的で(例えば単なる情報共有を目的として)送られているのか直ちには判断しにくい面があると供述している。もしそうであれば電子決裁システムの様式及びその運用は改善されるべきである。また、本件が小川氏を最終決裁者とする事案であることを含め、最終

³⁶ ヒアリングやドキュメントレビューによると、木本会長及び／又は藤塚氏であることがうかがわれる。

仲裁者としての小川氏に対する有意義な説明が行われた客観的な形跡がない点³⁷は、当該仲裁の重要性に鑑みると不適切である。結果として、最終仲裁者が、自らが最終仲裁者の立場にあることを十分に認識せずに仲裁書面に触れることは大きな問題である。

- また、本件においては、一部の OCAP 審議者の意見付き留保が付されたまま OCAP において承認された OCAP 仲裁書が 2014 年(平成 26 年)11 月の OIMC 仲裁手続の際に OIMC に回覧されたところ、仲裁に関与していた OIMC 役職員は当該留保事項に気をとめた形跡はなかった。
- 上記の点を踏まえると、本件において OIMC 仲裁手続が牽制機能を果たしたとは言い難く、主に形式的なものに留まったと考える。
- OIMC 仲裁手続が形式的なものに留まった背景としては仲裁手続及び様式の不備、当事者の認識不足・説明不足・コミュニケーション不足等が考えられるが、もう一つの理由としては OIMC に仲裁申請が上がった時には既にコンサルタント契約上、安平泰に対する OSZ の支払義務が発生していた、すなわち OIMC としては契約の支払義務の履行を認めるか契約を破棄させるか二者択一を迫られていたことが挙げられる。この点につき、2014 年(平成 26 年)1 月の第 1 回 OCAP 仲裁申請の際の仲裁書類にも「最終報酬額が 400 万 RMB を超えた場合再仲裁を申請します。」旨の記載があり、また財務仲裁規程の担当部署の部長である阿部氏の供述によると本件のように契約金額が不確定な場合、一定の前提を置いてそれに基づき算出される契約金額見込額ベースでまず仲裁レベルを決め、万一最終仲裁金額が取得済みの仲裁者の仲裁上限額を超過した場合には、更に上位の仲裁者に対して仲裁申請することは認められるとのことであった。しかし、このような方式によった場合、再仲裁を求める時点では、既に支払の相手方から一定の役務提供を受けていることが通常であることからすれば、事後的に仲裁を求められる上位仲裁者が、既成事実を捨象して有意義な形で契約の是非を検討できるとは考えにくく、この点についても改善を検討するべきである。また、このような事後的な仲裁取得方法が認められていることが 2014 年(平成 26 年)1 月及び 4 月の仲裁手続を(第 6 の 2(2)エに記載したように、一部の関係者の思惑どおり)OCAP にとどめることをより容易にした。

³⁷ OIMC の関係者の一人は、小川氏に対して「仲裁の申請書が送られてくるため処理していただきたい」と伝えたものの、その際、小川氏に対して、“小川氏が最終仲裁者であることまで”は伝えていないと供述する。

(3) 寮の売却問題について

ア 決裁規程及び契約管理規定について

- OSZ と安平泰との間でマイナス理論在庫問題が解決した際には寮を売却する旨の補足契約が締結されたものの、補足契約締結について OCAP において決裁を経ていない。この点、原氏は、「いずれ正式な売買契約を締結する際には別途決裁を受ける予定でいたため、補足契約に関して決裁を経ることは必要ないと考えていた」と述べているが、基本的に、オリンパスグループの各会社が無らかの支出を伴う契約を締結するに当たっては、GCF (Global Control Framework) 及び財務決裁基準に従って、しかるべき決裁権者による決裁・承認を得る必要があるところ、本件のように将来寮を売却することを確約するために締結する覚書のようなものの決裁の要否は、将来負担することが見込まれる支払義務の大きさや内容の重要度によって、ケース・バイ・ケースに判断される。本件では、寮という会社の資産の売却であることから重要度が高い取引といえ、少なくとも OSZ より上位の決裁の要否について OCAP 等上位組織の担当者との協議すべきであったと考えられるが、そのような協議があった形跡は見つからなかった。

また、補足契約は単に将来寮を売却することを確約するだけではなく、OSZ に対して(仮にそれが売買契約締結前であるがゆえに、対価について合意できていない段階であっても)所定の各時点における寮の明け渡しを OSZ に義務付けた。これは単なる覚書というよりは、不動産売買契約に近い契約として OCN 契約管理規程に基づき OCN 法務部の契約検討を受けるべき契約であったと考えられるものの、そのような検討を OSZ 側から依頼した形跡は見つからなかった³⁸。この点、温氏が、下記イで述べる実質的所有者としての使用収益権を補てんするために OSZ が安平泰に支払っていた賃料相当額は、補足契約に基づいて安平泰に支払っていたものであり、当該賃料相当額を支払う根拠となるような契約は別途締結していないと述べているように、OSZ 関係者は、本件補足契約を単なる覚書ではなく不動産売買契約に近い契約として位置付けていたことがうかがえる。

寮売却に関する補足契約に、当該補足契約とコンサルタント契約とは「同一事件」である旨が記載され、かつ、複数の OSZ 現場関係者が、コンサルタント契約と寮の売却を当初から一体のものとして扱っていたことを裏付ける資料が存在する

³⁸ OCAP 関係者の 2015 年(平成 27 年)3 月 5 日付メールには「このような契約が存在することを、私は本日初めて知りました。」との記載がある。

³⁹。補足契約の締結につきしかるべき上位決裁・契約検討を取得しなかったのは、寮の売却とコンサルタント契約と一体の契約であるという事実を隠すためだったのではないかとの疑いを生じさせる。

イ 寮の賃料について

- 第5の4に記載のとおり、契約の締結もなしにOSZから安平泰に対して別名目で従業員寮の家賃相当額が支払われていたが、そもそも第三者との間で権利義務関係が生じているにもかかわらず契約書を交わしていない点において、OCNの定める契約管理規定第4条に違反している。また、家賃相当額を「従業員寮維持修理費」という、実態とは異なる名目で支払っている点についても会計処理上問題である。

温氏は、どのような会計処理がなされているか知らないと言っているほか、具体的な支払額については覚えていないと言っているが、木下氏は、「温氏に、安平泰の要求に応じられないかと相談したところ、温氏は、『従業員寮維持修理費』の名目でOSZ財務部の支払承認決裁を経ることを思い立ち、同名目で安平泰に毎月19万2600RMBを支払うことにつきOSZ財務部の決裁を経た上、安平泰に対する支払を実行した。安平泰への支払額を決めたのは、温氏であった。」と述べている。また、上記賃料の支払につき、木下氏は、原氏に相談の上、原氏より指示を受けて支払を行った旨述べているが⁴⁰、原氏は当該支払の事実を認識していなかった旨供述している⁴¹。この点、木下氏は、「原氏に対し、家賃相当額を『従業員寮維持修理費』という費目に付け替えて経費処理することまで報告したかはよく覚えていない。」と述べており、どこまで詳細な報告が原氏になされていたか不明ではあるものの、総額192万6000RMBという支払金額に鑑みると、仮に、当時総経理という立場にありながら認識していなかったのであれば、その事実自体、OSZにおけるガバナンスの欠陥を示している。

なお、家賃の支払に関するOCAP等上位組織の決裁の必要性について検討された

³⁹ 「寮2棟の売却はSETの話」(2013年(平成25年)11月19日付原氏から阿部氏へのメール)、「通関問題と寮2棟の売却の案件は...一体の内容である」(2013年(平成25年)11月29日付原氏から渡邊氏へのメール)等。もっとも、「セットの話」や「一体の内容」が、具体的にどういった内容を意味するかは必ずしも明らかではない。

⁴⁰ 2015年(平成27年)7月31日付OCAP山添勝彦氏(以下「山添氏」という。)作成にかかる「OSZインタビュー内容」

⁴¹ 原氏2015年(平成27年)4月20日付(1回目)及び2015年(平成27年)8月27日付(2回目)インタビュー。なお、原氏は1回目のインタビュー時においては、事実とは逆に安平泰からOSZに賃料が支払われているとの認識である旨述べていた。

形跡及び家賃の支払に関して OCN 法務部と協議した形跡は見つからなかった。

ウ 寮の譲渡について

- そもそも、OSZ の寮は High-tech Industry Park に位置し、深セン市により第三者への譲渡あるいは使用許諾が禁止されているため、第三者に譲渡すれば当該規制に違反することになる。譲渡禁止物件を譲渡しようとしていること自体が内部統制上大きな問題である。この点、第三者への譲渡あるいは使用許諾が禁止されている物件であることを認識しながらも、安平泰へ事実上使用させることには問題がない旨述べている者や、政府との交渉に成功したら譲渡することができること述べている者がいるが、君合法律事務所は寮の第三者への譲渡は明確に当局の規制違反であり罰金の対象になると判断している⁴²。OSZ 関係者の法令順守への意識の低さが問題といえる。

エ 補足契約に関する署名者の認識について

- ヒアリングの際、小松氏は署名しようとしている契約書がコンサルタント契約の補足契約であること、及び当該補足契約に基づく寮の売却先が安平泰であることを認識せずに署名したと供述した。契約が中国語で書かれており、小松氏は契約書の内容をその場で理解できなかったこと、及び当時小松氏は深センに勤務していなかったことを考慮しても、OSZ の董事長として従前からコンサルタント契約及び寮の話について報告を受けていた中で、実際に上記認識に欠けたまま署名したのだとすれば、そのこと自体不適切であった。

オ 寮の売却金とコンサルタント報酬の相殺について

- 遅くとも 2013 年(平成 25 年)11 月下旬以降、コンサルタント契約の決裁を OCAP 内に留めるべく、寮の売却代金を安平泰と交渉し、寮の売却代金とコンサルタント報酬を相殺する形をとることによって、コンサルタント契約のコンサルタント報酬金額を OCAP 決裁金額内に留めるようにすることを、少なくとも阿部氏、原氏及び木下氏の間で議論し、阿部氏らは、渡邊氏の了承のもと⁴³、その他の OCAP 関係者に対してもその方向性で動くことについて了解を求めた。

⁴² OSZ と君合法律事務所との間で 2015 年(平成 27 年)4 月 9 日に行われた会議議事録。

⁴³ なお、渡邊氏は、当該了承メールを原氏に送付する際に、(その前のメールの写しに入れられていた阿部氏、小松氏及び木下氏を写しに入れた上で)「必要な方々への連絡はメールを避けて口頭ベースとしてください。」と要請した。

- その他の OCAP 関係者が反対した結果、上記相殺案は断念させられたものの、このような形でコンサルタント報酬の金額を見かけ上減額することを目論むことは(いくら OCAP 内で決裁をとどめてほしいとの意向が上位者から示されたとしても)ガバナンスに関する適切な意識が欠けた判断と言える。

(4) 贈答品の供与及び会食について

- OSZ の通関担当者が通関担当官に 6000~7000RMB 相当の贈答品を今年に入って贈った。OSZ が経費として承認したかどうかは明らかではないところ、総経理の承認が得られかつ一定の条件を充たせば経費として認める旨が記載されたメールが見つまっているが、当時の総経理であった小松氏は支払承認を求められたことはないというヒアリングで述べた。
- また、ドキュメントレビューの結果、上記以外にも、複数の OSZ 関係者が当局担当者に贈答したり、当局担当者を食事に連れて行くことを上長に提案したり、当該費用を経費として承認するよう依頼するメールが発見された。
- ある OSZ 関係者は、中国においては、政府関係者との人間関係を構築して問題を円滑に処理してもらい、その見返りとしてお礼として金品を供与することがあったが、2012 年前後にこのような金品の贈答を禁じる通知が OCAP から OSZ に対して出されたと述べている。また、他の関係者も、中国において規制や取締りが厳しくなったため、OSZ においても政府関係者に対する金品の供与を行わないようの方針転換を行い、数年前からは月餅等の季節の儀礼的な贈答も禁止するようになったと述べている。
- OSZ レベルにおいて特に中国に焦点を当てた贈賄禁止に関する内規は存在しないものの、OCAP レベルにおける内規が OSZ に適用される場所、OCAP レベルには以下のような内規が存在する。
 - RRS-GR-209 OCAP Regional Policy for Anti-Corruption
 - RRS-GR-205 OCAP Anti-Bribery Compliance Guideline ④
 - RRS-PR-301 OCAP SOP regarding Gift and Hospitality

このような内規につき、OSZ の現場担当者の中には、内規が存在していることは知っているがその内容をよく知らないという述べている者がいるほか、当該内規の存在自体をそもそも知らないという述べている者もいる。このように、内規の存在自体が周知徹底されていない上、温氏はコンプライアンス上は不適切とは認識しつつも、「中国の風俗上、また担当者同士の感謝の気持ちで[本報告書作成者注：贈答品を]出さざるを得ない」とメールに記載した。実際、内規が導入されているにもかかわらず、2015 年(平成 27 年)に入ってから役人に対する贈答品の供与が行

われていることが、このような内部統制上の欠陥を表している。この点、原氏は、「お世話になった政府関係者に御礼を送るという中国独特の習慣がいまだに残っていたからであると思う」と述べたが、当該習慣に従った実務運用は直ちに改めるべきであり、その方針について現地従業員を含めて徹底する必要がある。

- また、OSZ にも適用される贈賄防止のための地域統括としての OCAP の内規やガイドライン及び OSZ の中国国内における活動に特に適用される内規について早急に周知される必要がある。

(5) 小金庫について

- OSZ において簿外の資金を別の帳簿で管理していたほか、簿外で管理している現金が存在していた⁴⁴。
- そもそも帳簿外の資金である小金庫を保有することは中国において違法である。このため、仮に OSZ の社内ルール上、小金庫を保有することを禁じる規定が無かったとしても、小金庫を保有していること自体、重大なコンプライアンス違反である。
- 関係者からのヒアリングによると、小金庫の存在は OSZ の限られた関係者のみに知られていたとのことで、メール等のレビューからも広くその存在が認識されていた形跡はなく、OSZ における小金庫の存在は OCAP 及び OT には報告されていなかった。ただし、その存在を認識していた役職員には原氏、阿部氏及び温氏等 OSZ 総経理、製造管理本部長又は製造管理副本部長経験者が含まれていて、彼らは当該資金を適切に会計上処理する責務を負っていたり、またそれを進言すべき立場にいたものの、適切な対応がとられた形跡はない。
- 小金庫の原資について、複数の関係者が、廃棄物を処理・売却した対価のほか、正式な領収書(発票)が出せないために収入として正式に計上できない収入であると述べている。正式な発票が出せない取引を行うことそのものが内部統制上問題である。一部関係者は、正式な発票が出せない収入のひとつとして、過去に OSZ が政府役人に対して正式な販売ルートではなく製造ラインから出したカメラを販売した代金が該当すると述べている。この点、一部の関係者が、本来、必要とするカメラは許可を得た上で上海にある販売部署に発注し購入する必要があると述べているように、OSZ が第三者へ譲渡あるいは贈与するためのカメラは正式なルートを通じて OSZ が入手する必要がある。このため、そもそも、正式な販売ルートではなく製造ラインからカメラを販売すること自体も内部統制上問題といえる。

⁴⁴ 2015年(平成27年)7月31日付OCAP山添氏作成にかかる「OSZインタビュー内容」。

- OSZ における小金庫の資金は、領収書を発行してもらえないような、又は正規の社内プロセスでは承認されないような支払のために使用していたと、複数の関係者は述べている。小金庫の資金は、OSZ の業務関連の目的で使用されており、関係者によって私的に流用された事実は確認されておらず、かつ本件調査で発見された簿外資金の管理記録によると、簿外資金は多いときでも総額で数百万円単位であり、それほど多額とまでは言えない。しかし、適切な手続を経た場合には支払えない資金を、小金庫から支出できた状況が長年続き、かつ実際に当該資金が活用されたことは内部統制上問題である。
- なお、小金庫に関する事項にかかわらず、OSZ においてはコアな情報が、ごく限られた関係者のみで共有されており、組織運営上の不透明さが存在するとの指摘が複数の関係者からあり、OSZ 内部における業務上の重要な情報が OSZ 内部及び OT グループ内できちんと共有されていないという懸念があげられる。この点、OT 経営陣の中の一人は、「オリンパスにおいては、現場レベル(各国子会社等)で問題がないと判断された事項については上位組織(地域統括会社、本社等)に報告がなされない傾向にある」と述べている。
- また、OSZ 以外にも小金庫を保有している拠点が中国において複数あることが別の調査事案から判明しており、小金庫問題が OSZ 内部に留まらず広く OT 中国子会社における根深いガバナンス上の問題であることがうかがえる。

第7 関係者の責任

1. 安平泰の起用及び安平泰への報酬の支払に関する責任

(1) OT 役員の責任

- ・ 上記第4の2のとおり、オリンパスの4名の役員(木本会長、笹社長、藤塚氏及び竹内氏。以下「関与役員」という。)は、2013年(平成25年)11月及び2014年(平成26年)9月に、阿部氏らからOSZにおけるマイナス理論在庫の問題の報告を受け、安平泰の起用及び安平泰への報酬の支払につき承認している。
- ・ 上記第6の1のとおり、安平泰から中国当局への贈賄の事実を認めるに足る証拠の発見には至っておらず、また関与役員が贈賄を指示又は承認したと認めるに足る証拠の発見にも至っておらず、関与役員が、贈賄関連法規に反する違法な行為に関与したとは認められない。
- ・ また、以下に述べるとおり関与役員について任務懈怠責任、すなわち経営判断の著しい不合理があるとまでは認められない。ただし、安平泰の起用及び報酬支払に関しては上記第6の2(2)のとおりガバナンス上の問題があった。
- ・ まず、安平泰の起用について検討するに、安平泰の関係者が贈賄の前科を有している疑いがあり、少なくとも笹社長は、安平泰が過去に何らかの不正行為を行ったと報道されたことがある旨の報告を受けていたと供述している。また、安平泰への報酬条件は、罰金額が3000万RMBを下回った場合には、下回った額の8割が報酬となり、3000万RMBを超えた場合には超過額の2割を安平泰がOSZに支払うと定められており、罰金額次第では安平泰側が金銭を支払うというリスクを負う極端な成功報酬制とされており、竹内氏以外の関与役員はかかる報酬体系についても報告を受けていたと供述している。よって、関与役員はそれぞれ安平泰が贈賄する一定のリスクは認識していたものと推認される。
- ・ 当該リスクを認識していた関与役員は、従業員に対して当該リスクが実現する蓋然性について問い合わせたり、そのリスクを抑えるよう指示したと供述している(また、関与役員が上記問合せや指示を行った事実は、第三者間のメールからも推認される。)。具体的には、まず竹内氏及び藤塚氏は、本件に関する報告を受けて、安平泰を起用することによる贈賄等の違法行為のリスクを阿部氏らに指摘して一定の回答を得ていたことが、他の関係者からのヒアリング及び他の関係者

間のメールから推認される⁴⁵。また、笹社長は、安平泰に不正行為の前科があるか否かを調査するように指示をしたところ、その後、安平泰は不正行為による処罰等を受けておらず、問題はない旨の報告がなされたと供述した。加えて木本会長は本件について報告した阿部氏に対してコンサルタントを介した不正な金銭供与が生じないよう指示したと供述した。

- ・ 上述したとおり、関与役員の一部は、安平泰が贈賄する一定のリスクを認識していたと推認されるものの、関与役員は安平泰を起用するリスクを指摘するとともに、当該リスクを低減すべく事実確認を行ったと推認されること、及び当時の彼らが、部下からの報告等を通じて想定していた問題状況(特に罰金等や通関上の取引信用ランクの格下げ等、当該問題の結果次第で OSZ が被る可能性があった不利益、及びマイナス理論在庫問題が一定期間までに解決されない場合における問題の悪化・長期化のおそれ)に照らすと、関与役員が、コンサルタント契約の締結を承認したことは経営判断として著しく不合理であったとまではいえない。
- ・ 次に安平泰への報酬支払の承認について検討するに、数百億円とも試算されていた罰金額がゼロとなった事実は、安平泰が贈賄等を行った疑いを強める事情と見ることができる(ただし笹社長及び竹内氏は、マイナス理論在庫問題の原因が単純なミスに起因するとの理解であり、故意の税金逃れ等とは異なって、罰金がかかなりの程度減額されると予想していた旨を供述しており、笹社長及び竹内氏に限っては、罰金額がゼロとなったことそれ自体によって安平泰が贈賄等を行ったとのリスク認識を特に強めるべきであったとまではいえない。)
- ・ 他方で、関与役員が安平泰への報酬支払を承認した時点では、既に安平泰との契約が締結されており、その時点では、安平泰による違法行為を裏付ける証拠が見つかっていなかった以上、OSZ 側から契約破棄を申し入れるための正当化事由もなく、OSZ としては契約に基づいて報酬を支払わざるを得なかった。
- ・ 以上の事実からして、2014 年(平成 26 年)9 月に関与役員が安平泰への報酬支払に向けた報告を受けて、これを承認したとしても、経営判断として著しく不合理であったとまでは言えず、よって関与役員に任務懈怠責任は認められない。
- ・ ただし、関与役員が安平泰の起用、及びコンサルタント料の支払を承認したこと

⁴⁵ 2013 年(平成 25 年)11 月 19 日 17:10 に、原氏から沖村氏及び木下氏に送付されたメールには、藤塚氏及び竹内氏から阿部氏に対して、「中国の状況から役人の汚職に対して厳しく対応する中、安遠を使うリスクヘッジをどうするか」という「宿題」が出されたことが記載されているところ、その後、2013 年(平成 25 年)11 月 20 日 13:53 に原氏から渡邊氏、小松氏及び木下氏に送付されたメールには、阿部氏が、上記藤塚氏及び竹内氏からの「宿題」に対して、契約書に「合法・合理的な対応にて解決を行う」といった文言を入れて対応することを説明するとともに、昨今は中国当局による収賄の取締りが厳しくなっている(ゆえに、その結果コンサルタントが贈賄を行うリスクは減っている)ことを説明した旨が記載されている。また、同メールには、阿部氏から、関与役員に対して、アジア子会社における移転価格に関する対応のために KPMG を起用した際や、OSZ におけるプラス理論在庫問題を解決するために弁護士事務所を起用した際にも、成功報酬が支払われており、OSZ 内でも、コンサルタント契約において成功報酬形式が採用されることは一般的であり問題視されなかったと報告した旨も記載されている。

は、反贈賄コンプライアンス上の対応としては改善の余地がある。特に起用の段階においては、案件担当者に対して贈賄リスクの程度について確認したり、コンサルタントに法令順守を指示するよう命ずることに加えて、早期の段階でコンプライアンス管理部門に対して関与役員が経営トップとして率先して安平泰のバックグラウンドチェックを含めた事実確認を指示し、各当事者の意見を直接聴取する等、(その時点でのガバナンス態勢を踏まえて)特に慎重に対応すべきであったと考えられる。

- また、第6の2(2)エのとおり、グループ全体をけん引するOT経営陣は、責任が上位者に波及するのを避けるべく部下や下位組織に決裁責任を取らせるといった責任逃れの態度や、責任逃れと解釈されうる発言を厳に慎むべきである。それとともに、本報告書で指摘された問題点の是正を始めとした、グループ全体のコンプライアンス・ガバナンスのアセスメントを遂行し、結果として判明したコンプライアンスの脆弱性を解決し、コンプライアンスの強化に積極的に取り組む必要があることから、経営陣として、海外子会社を含め、どのようにガバナンスを機能させるか、不正の存在が疑われる端緒を把握した際、どのように対応すべきかという点について、研修が必要である。

(2) OIMC 関係者(小川氏)の責任

- 上記第6の2(2)オのとおり、小川氏は、最終決裁者としての地位にありながら自らが当該立場にあるということを認識せずに決裁書面に触れ、安平泰に対する2400万RMBもの報酬支払の決裁を行った。①小川氏は、正式な決裁承認申請に先立って、有意な説明を受けていなかったこと、②小川氏は、過去にOCAP審議者が安平泰の起用に意見付き留保を行っていた点を、敢えて気に留めなかったわけではなく、単に見落とししていたにすぎないとうかがわれること、及び③第6の2(2)オで指摘したとおり、現状の決裁システムそのものに改善すべき点があると認められることから、小川氏を処分の対象とすべき事情までは認められない。ただし、本件における最終決裁者としての認識が欠如していたこと自体は問題であることから、ガバナンスに関する小川氏に対する指導措置及び研修が必要である。また、決済システムの改善を含めたガバナンスの改善・強化も望まれる。

(3) 小松氏、原氏、阿部氏、温氏、丁氏及び木下氏の責任

- 上記第4の2のとおり、小松氏、原氏、阿部氏、温氏、丁氏及び木下氏(以下「本件担当者」という。)は、安平泰をコンサルタントとして起用してマイナス理論在庫問題に取り組み、報酬の支払も主導した。以下の理由から、本件担当者に懲戒処分をすべき事情までは認められないが、当時のガバナンス上問題がある行動を

取っていたため、本件担当者に対する指導措置及び研修が必要である。

- ・ 上記第 6 の 1 のとおり安平泰から中国当局への贈賄が行われた証拠、及び本件担当者が贈賄を指示・了承したと認めるに足る証拠の発見には至っていない。
- ・ また、本件担当者は安遠と安平泰の関係を証明する書面の作成を依頼し、適法な手段により解決する旨の文言を契約書に追加し、安遠が過去において贈賄をしていないことを証明する文書を先方から確認する等の手段により、(確認手段の実効性と有効性はコンプライアンス上は不十分であるが⁴⁶⁾彼らなりに安平泰起用のリスクを抑えようとしていた。
- ・ 以上の事実からすると、本件担当者に懲戒処分をすべき事情までは認められない。しかし、安平泰による贈賄等の懸念が(本件担当者の目から見ても、あるべきコンプライアンスの姿から見ても)当時拭いきれていなかった以上、安平泰の起用及び報酬支払に関しては特に慎重に対応するべきであったと考えられるにもかかわらず、本件担当者は、上記第 6 の 2(2)イ及びウのとおり、当時のガバナンス上も問題といえる行動をとっていたことは否定できない⁴⁷⁾。このため本件担当者に対する指導措置及び研修が必要である。

(4) 渡邊氏の責任

- ・ 上記第 4 の 2 のとおり、渡邊氏は本件担当者とともにコンサルタントとして安平泰の起用に取り組んだ。また、安平泰起用に際しての最終決裁を与えたのは渡邊氏である。
- ・ 安平泰をコンサルタントとして起用することに向けた渡邊氏の取り組みについては、(特に地域統括会社の董事長という重責を担う者としては)ガバナンス上問題があったとは認められるものの、本件担当者について懲戒処分をすべき事情までは認められないのと同じく、退職者である渡邊氏に対して何らかの責任追及をすべき事情は認められない。
- ・ また渡邊氏は、安遠と安平泰の関係が不透明であることや安平泰には過去に贈賄の疑惑があること等の問題提起を受け、一度は安平泰起用の決裁を拒否した後、

⁴⁶⁾ ヒアリングによると、安遠と安平泰の関係を証明する書面については安平泰に依頼したものの、提出されていない。また、安遠の過去の事案についての贈賄の疑いが晴れていることを示す書面を、複数の OSZ 関係者が確認したとの供述が複数のヒアリングにて得られているものの、その内容の詳細については不明であり、関係者も内容の詳細は覚えていない。

⁴⁷⁾ なお、OT においては、関与役員のほか、平田氏が、阿部氏からマイナス理論在庫の問題について説明を受けていたことが認められる。もっとも、平田氏はこの問題についてのレポートラインに本来含まれる者ではなく、決裁や承認を行う権限も有しない中であって、事実上、部下である阿部氏から適宜相談を受けていたに留まる。その過程において、平田氏が、阿部氏に対し、違法又は不正な行為をするよう助言又は指示をしたと認めるべき証拠もない。よって、平田氏にも懲戒処分をすべき事情は認められない。

安平泰に賄賂等の前科がないことを確認したとの情報を受け、安平泰起用の承認を与えたものであり、かかる対応に照らすと、退職者である渡邊氏に対して安平泰の起用について最終的な決裁を与えたことについて何らかの責任追及をすべき事情までは認められない。

2. 寮の売却及び小金庫についての責任

(1) 木下氏の責任

- ・ 上記第4の2のとおり、OSZにはいわゆる裏金に相当する小金庫が存在したところ、木下氏は小金庫についてその管理・維持について中心的な役割を担ったとはいえない。また、小金庫の管理状況を示す資料には2014年(平成26年)4月に一回だけ支出の担当者として木下氏の名前が記載されているものの、原氏の供述によれば、これは退職者に対する功労金であって原氏から木下氏に対して指示したものであることが認められ、木下氏が能動的に支払ったものではなく、かつ、贈賄等の違法行為が行われたものではない。
- ・ 上記第4の2のとおりOSZは、2014年(平成26年)4月25日、安平泰との間で、コンサルタント契約に付随する契約として、いわゆるマイナス理論在庫の消し込み作業の完了を条件としてOSZが保有していた従業員寮2棟を売却する旨の合意を交わしていたところ、OSZの木下氏は、従業員寮の売買契約を締結していないにもかかわらず、かつ、正規の決裁・承認を経ることなく、従業員寮の使用収益権を安平泰に移転し、OSZが従業員寮居住者から取得していた家賃相当額を安平泰に支払っていた。さらに木下氏は、その事実の露見を防ぐため、費目を「従業員寮維持修理費」に付け替え、OSZ財務部の支払承認を得ていたものである。
- ・ 正規の決裁・承認を受けることなく会社の資産である寮の売却に係る合意をしたことは重大な社内規則違反であり、また、露見を防ぐ観点から費目を偽りOSZ財務部から賃料に充てる支出の支払承認を得ていたこともまた社内規則違反であり、全体として軽微な違反とはいえ、悪質性が認められる。
- ・ したがって、木下氏には懲戒処分を検討すべきである。また、コンプライアンス上も問題がある行動を取っているため、人事処分の有無にかかわらず、必要な指導措置及び研修が必要である。

(2) 阿部氏の責任

- ・ 阿部氏がOSZで製造管理本部長を務めていたのは2013年(平成25年)4月までであり、2013年(平成25年)5月以降はOSZに所属していない。ただし、阿部氏は、安平泰をコンサルタントとして起用してマイナス理論在庫問題に取り組む過

程で、関与役員の発言を受けて、コンサルタント料と寮の売却代金を相殺処理することによりコンサルタント料として実際に支出する額を OCAP の決裁権限内に収めようとする試みに関与しているものの、当該試み自体は実現に移されることはなく、その後になされた補足契約の締結及び OSZ から安平泰への従業員宿舍維持費名目の賃料の支払については、安平泰との関係で何らかの契約を結ぶ必要がある旨 OSZ から聞かされていたのみで、特段の関与をした形跡は見当たらない⁴⁸。ただし、このような形でコンサルタント報酬の金額を見かけ上減額することを目論むことはガバナンスに関する適切な意識が欠けた判断と言える。

- ・ 阿部氏は小金庫の管理、維持について中心的な役割を担っていた。すなわち、小金庫の管理状況を示す資料からは基本的に阿部氏が出納担当者であったことが認められる。かつ、阿部氏自ら、正規の現金出納管理とは別に、簿外において、継続的に現金の出納を管理していたことをヒアリングにおいて認めている。さらに、OSZ の現地の中国人従業員が小金庫について「阿部庫吧」と呼ぶことにしようと言う等他者から見ても阿部氏が小金庫の管理、維持に深く関わっていることがうかがわれる。かかる裏金の管理、維持は社内ルールに反するものであるとともに、違法な支出や横領の温床ともなり得るといった問題もはらむものであり、違反の程度としては重いと考える⁴⁹。
- ・ さらに、上記第 4 の 2 のとおり、阿部氏は小金庫より消防問題の解決に関連して、6 万 RMB の支払という、(阿部氏自身も説明ができない)コンプライアンス上問題がある支払を行っている。
- ・ したがって、阿部氏には懲戒処分を検討すべきである。また、コンプライアンス上も問題がある行動を取っているため、人事処分の有無にかかわらず、必要な指導措置及び研修が必要である。

⁴⁸ なお、平田氏は、阿部氏から、上記相殺に関する条項を含む、寮に関する覚書案が添付されたメールの送付を受けている。もっとも、脚注 47 に記載のとおり、そもそも、平田氏は本件の通関問題及びコンサルタント起用案件のレポートラインに本来含まれる者ではなく、決裁や承認を行う権限も有しない中であって、事実上、部下である阿部氏から適宜相談を受けていたに留まり、上記メールの送付もその一環として受信していたものであることに加え、上記相殺処理は実行されず、この覚書も締結に至っていないこと、その後になされた補足契約の締結及び OSZ から安平泰への従業員宿舍維持費名目の賃料の支払については関与したと認め得る証拠はないことから、懲戒処分をすべき事情は認められない。

⁴⁹ 阿部氏によれば、小金庫は、OSZ 総経理、製造管理本部長及び総務部長が中心となって管理しており、その入出金状況の管理方法は、入出金の都度、総経理、製造管理本部長、総務部長らがその用途・金額を確認した上、出納帳に記帳し、各人がサインないし押印するというものであった。具体的には、当該職位にあった者として、本調査の過程でヒアリングを行っていない沖村氏及び鮎沢克明氏の名前が挙がっており、これらの者についても小金庫に関する認識及び関与の程度によっては処分の要否を検討する必要があると考えられる。

(3) 原氏及び小松氏の責任

- ・ 原氏は 2011 年 (平成 23 年) 4 月まで 2014 年 (平成 26 年) 12 月まで OSZ 総経理を務めていた。
- ・ 原氏は、補足契約の締結については認識しているものの、OSZ から安平泰への「従業員寮維持修理費」名目での賃料相当額の支払については認識していないと述べているところ、当該支払に関し、原氏の関与を直接示す資料等は発見されていない。仮に、原氏が OSZ から安平泰への「従業員寮維持修理費」名目での賃料相当額の支払を認識していなかったとしても、補足契約の締結及びこれに端を発する安平泰への「従業員寮維持修理費」という名目での賃料相当額の支払について総経理としての監督責任を免れることはできない。
- ・ また、原氏は小金庫の存在を認識していたものの、総経理でありながらそれを是正しなかった。かつ、阿部氏又は温氏より発案された小金庫からの功労金の支払を承認し、また、木下氏に小金庫から退職者に功労金を支払うことを指示したことが認められ、その責任は重大である。
- ・ したがって、原氏には懲戒処分を検討すべきである。また、コンプライアンス上も問題がある行動を取っているため、人事処分の有無にかかわらず、必要な指導措置及び研修が必要である。
- ・ 小松氏は 2013 年 (平成 25 年) 10 月から現在まで OSZ の董事長を務め、2015 年 (平成 27 年) 1 月からは OSZ の総経理を兼務している。
- ・ 小松氏は補足契約に署名するも寮の売却がコンサルタント契約と一体のものとは認識していなかったと供述している。また、補足契約に端を発する OSZ から安平泰への「従業員寮維持修理費」との名目での賃料相当額の支払の事実についても認識を欠いていた。
- ・ また、小金庫については、小松氏が OSZ 董事長になった後も OSZ では小金庫が利用されているものの、小松氏は小金庫についての認識を欠いていた⁵⁰。
- ・ もっとも、これらの点について、小松氏は OSZ 董事長としての監督責任を免れることはできない。
- ・ したがって、小松氏には懲戒処分を検討すべきである。また、コンプライアンス上も問題がある行動を取っているため、人事処分の有無にかかわらず、必要な指導措置及び研修が必要である。

⁵⁰ 上記脚注 49 参照。

(4) 温氏の責任

- ・ 賃料相当額を「従業員寮維持修理費」の名目で安平泰に支払うアイデアが、温氏の発案であったかどうかは措くとしても、温氏は、少なくとも、契約の締結もなしに OSZ から安平泰に金銭の支払が行われていることは十分に認識していた。
- ・ 温氏は、コンプライアンス上の不適切さを当時から認識していたにもかかわらず、「中国の風習だから」という理由で政府関係者への贈答品の供与を是認するメールを送信する等、コンプライアンス意識の欠如がはなはだしい。
- ・ また、小金庫についても、温氏は小金庫の存在自体が問題であると当時から認識していたにもかかわらず、阿部氏とともに、小金庫の管理・維持について中心的な役割を担っていた⁵¹。
- ・ したがって、温氏には懲戒処分を検討すべきである。また、コンプライアンス上も問題がある行動を取っているため、人事処分の有無にかかわらず、必要な指導措置及び研修が必要である。

(5) 渡邊氏及び阿部信宏氏の責任

- ・ 渡邊氏は 2012 年(平成 24 年)4 月から 2014 年(平成 26 年)6 月まで OCAP 董事長を務めており、阿部信宏氏は 2014 年(平成 26 年)7 月より OCAP 董事長を務めている。
- ・ 渡邊氏に関しては、安平泰に対する寮の売却とコンサルタント契約とがある時期一体として取り扱われていた、又は、取り扱われることとなるといったことを認識していたが、その後、寮の売却とコンサルタント契約を一体のものとして取り扱わないように指示した後は、寮の売却をコンサルタント契約とは切り離したと認識していたことが認められる。また、阿部信宏氏が安平泰に対する寮の売却とコンサルタント契約とが一体として取り扱われていた、又は、取り扱われることとなるといったことまで認識していたと認めるに足る証拠はない。
- ・ このような渡邊氏及び阿部信宏氏の認識を前提とすれば、両名は、OSZ による補足契約の締結や従業員宿舍維持費名目での賃料の支払という事態が起こり得ることを認識できたはずであるとまではいえない。
- ・ 両者は、OSZ の小金庫の存在についても認識し得る立場にはなかった。
- ・ このため、渡邊氏、阿部信宏氏に対して処分を検討する必要はないと考える。

⁵¹ 上記脚注 49 参照。

(6) 関与役員の実任

- ・ 関与役員は、安平泰が OSZ の寮の売却を求めており、売却交渉が進められているといった程度の報告は受けていたものの、安平泰に対する寮の売却とコンサルタント契約とが一体として取り扱われていた、又は、取り扱われることとなるといったことまで認識していたと認めるに足る証拠はない。このような関与役員の実任を前提とすれば、関与役員は、OSZ による補足契約の締結や従業員宿舎維持費名目での賃料の支払という事態が起こり得ることを認識できたはずであるとまではいえない。
- ・ 関与役員は、OSZ の小金庫の存在についても認識し得る立場にはなかった。
- ・ したがって、関与役員の実任責任、すなわち経営判断の著しい不合理があるとは認められない。
- ・ もっとも、寮の売却に関しては、関与役員の中には、コンサルタント契約と寮売却が「SET」での話であるとの説明を受けた上で、決裁を OCAP 内に留めるように指示されたと受け止められる発言をしたと認められる者も存在するところ、かかる発言が寮の売却に係る上記事態発生の原因の一端を形成したと見ることもできることに照らすと、かかる発言をした役員については、(関与役員の実任責任は問えないにせよ)再発防止の観点から、一定の処分又は措置を講じることも検討すべきとも考えられる。もっとも、脚注 36 に記載のとおり、ヒアリングやドキュメントレビューによると、当該発言をした者は木本会長及び/又は藤塚氏であることがうかがわれるところ、両名はいずれも既に役員を退任しており業務執行に従事していないことからすると、更に何らかの措置を講ずべき事情までは存しない。

第 8 結論

以上より、安平泰が贈賄を行った疑いを完全には払拭できないものの、本件に関与したと思われるすべての役職員のメールデータをレビューした上で、延べ 34 人に対し約 105 時間にわたるヒアリングを行うなどの、広範な調査を行ってもなお、贈賄又はその共謀が存在し、よって日本、米国及び中国の贈賄関連法令に違反する行為があったとの認定には至っていない。

また、以上を前提とする限り、当時の OT 取締役について実任責任を認められない。ただし、今後、安平泰による贈賄等が判明した場合には、結論を異にする可能性を否定できない。

以上